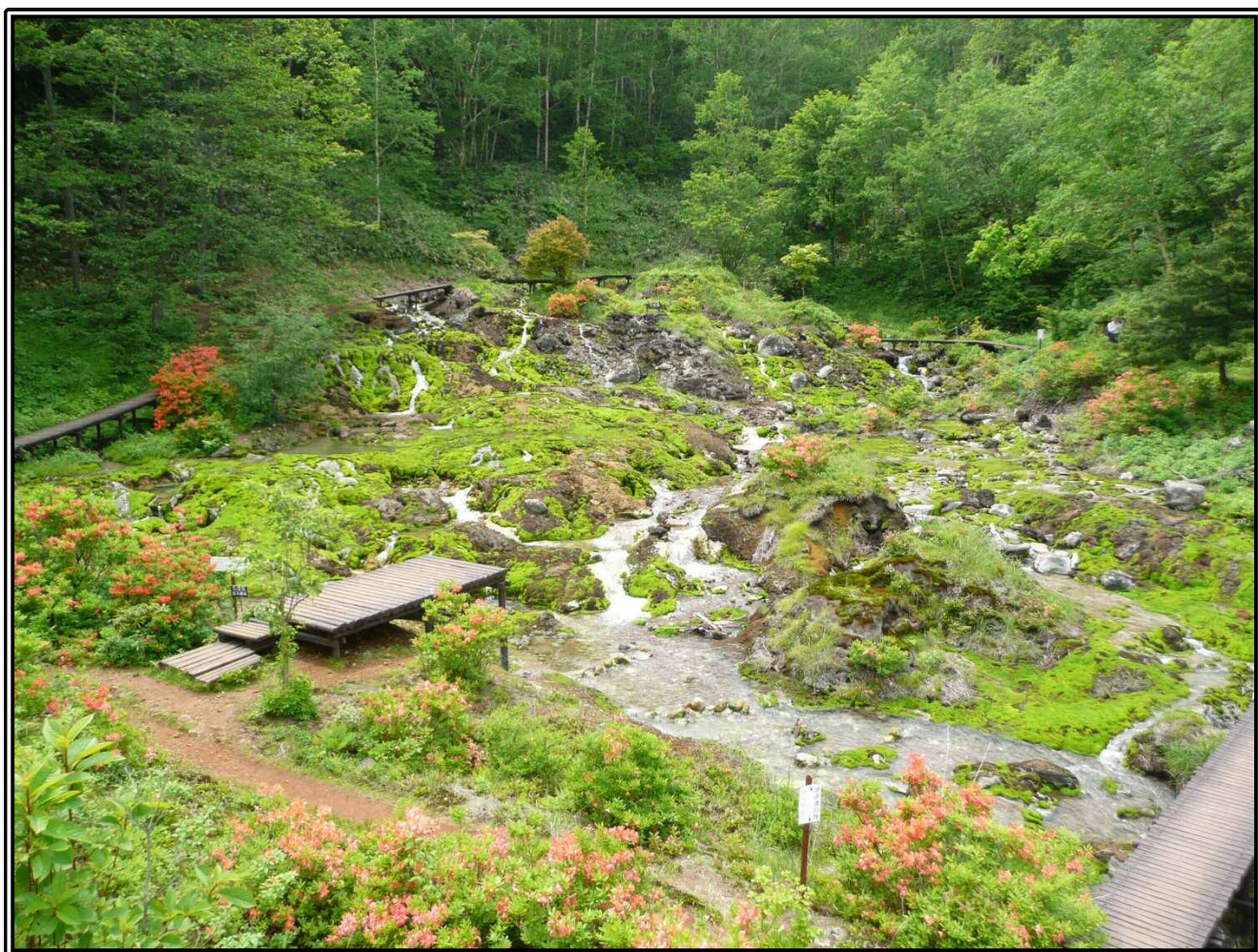


花と湯の町 なかのじょう

第二次中之条町環境基本計画

【中間見直し版】

－快適で住みよいまちづくり－



令和 6年 3月

中 之 条 町

目 次

「中之条町環境にやさしいまちづくり」宣言	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
1、計画見直しの背景と考え方	3
2、計画策定の目的	3
3、計画の位置付けと役割	4
4、計画の期間	5
5、町民、事業者、町の役割	5
6、環境のとらえ方と範囲	6
7、計画の構成	6
第2章 環境の現状と課題	8
1、中之条町の概要	9
2、環境の現状と課題	16
第3章 目指すべき環境の姿	26
1、目指す環境像	27
2、環境像を実現するための基本目標	27
3、施策の体系	30
第4章 施策の展開	31
第5章 リーディングプロジェクト	52
1、趣旨	53
2、プロジェクトの選定	53
3、リーディングプロジェクトへの取り組み	54
第6章 計画の推進体制と進行管理	56
1、計画の推進体制	57
2、計画の進行管理	57
資料編	
1、環境法令	
2、環境関係町補助金等交付要綱	
3、用語の解説	



は じ め に



中之条町は、面積の 8 割を山林が占め、豊かで美しい緑に囲まれた町です。嵩山に代表される緑の山々や貴重な高山植物の宝庫である芳ヶ平等の豊かな自然環境は、私たちに日々の潤いとやすらぎを与えてくれます。町ではこのような貴重な自然を守り、次世代へ残していくことを目指し「中之条町環境にやさしいまちづくり条例」を平成 19 年度に制定しました。これに基づき、平成 20 年度に「第一次中之条町環境基本計画」を策定し、環境に配慮した行動や活動を計画的に推進してまいりました。

近年、地球温暖化をはじめとする環境問題とそれに伴う異常気象が深刻さを増しています。また、持続可能な社会の実現に向けた国内外を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の変化に対応するため計画の評価・検証を行い、平成 30 年度に策定した「第二次中之条町環境基本計画」の中間見直しを行います。目指すべき環境像として掲げた「自然と文化が響きあう みんなの故郷なかのじょう」実現のためには町民、事業者及び行政が一体となり、環境を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題に対処していく必要があります。環境面からも「あなたと共に創る希望の持てる町」づくりに向け、今後とも皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

令和 6 年 3 月

中之条町長 外丸 茂樹

「中之条町環境にやさしいまちづくり」宣言

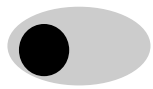
平成 17 年 9 月 16 日制定

象徴的な嵩山に代表される緑の山々や幾多の清流、四万・沢渡をはじめとする温泉等を有する中之条町には、永い歴史の中で自然の営みとともに育まれてきた貴い文化などが多く残されています。ここで暮らす私たちは、これからもこれらの恵まれた環境を守り、次の世代へと伝えていかなければなりません。

心安らぐこの美しいふるさと「中之条町」を後世へと伝えていくため、地球環境の中の一員であることを自覚するとともに、雨が降り、川となって海に注ぎ、やがて雲となって再び雨となる自然の営みを尊重しながら、ここに、一般家庭や地域社会などが一つになり、循環型社会の創造を含めた「環境にやさしいまちづくり」を進めていくことを宣言します。

- 1 中之条町に育った私たちは 山や川を守り 自然を大切にします
- 1 中之条町に暮らす私たちは ものを大切にし ゴミを出さない循環型社会を創造します
- 1 中之条町に住む私たちは 助け合い 人に優しい環境づくりに努めます
- 1 中之条町に生きる私たちは 省エネルギーに努め地球環境の保全に取り組みます

第1章



計画の基本的な考え方

- 1、計画見直しの背景と考え方
- 2、計画策定の目的
- 3、計画の位置付けと役割
- 4、計画の期間
- 5、町民、事業者、町の役割
- 6、環境のとらえ方と範囲
- 7、計画の構成

第 1 章 計画の基本的な考え方

1、計画見直しの背景と考え方

(1) 計画見直しの趣旨

1. 本町では、平成 20 年に「第一次中之条町環境基本計画＊」を策定し、その後平成 25 年に計画の見直しを行いました。当初の計画策定から 10 年間が経過し、予定していた計画期間が終了することから、これまで進めてきた取り組みを検証するとともに、平成 30 年度から令和 9 年度までの新たな計画を策定することとしました。
2. 第一次計画期間中の 10 年間、中之条町内外で様々な変化がありました。町の大きな出来事の一つは、平成 22 年 3 月 28 日に、旧六合村を編入して広大な自然を有する新しい中之条町が誕生したことです。とりわけ六合地区には平成 27 年 5 月 28 日にラムサール条約湿地に登録された芳ヶ平湿地群や平成 29 年 2 月 9 日に国の天然記念物に指定された六合チャップミゴケ生物群集の鉱物生成地をはじめ、豊かつ貴重な自然があることから、自然環境の保全に一層の対策が求められています。また、合併前の「中之条町環境にやさしいまちづくり条例」と「中之条町環境基本計画」は、新しい中之条町に引き継がれています。
3. 国内では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に端を発する福島第 1 原子力発電所事故の影響による電力不足、それに伴う一部地域の計画停電の経験から、再生可能なエネルギーが徐々に普及しつつあります。更に電力市場の自由化等、本町を取り巻くエネルギー情勢は刻々と変化しています。

国外に目を向けると、地球温暖化＊対策の新たな国際ルールであるパリ協定＊が平成 27 年 12 月に採択され、「産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑え、そのために温室効果ガス＊排出量を減少させ、今世紀後半には温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる」という内容を日本も批准しました。温室効果ガスの削減は日本だけでなく世界中で取り組みが加速しています。また、近年の豪雨災害や異常気象により、気候変動や温暖化対策といった環境問題の関心は国内外を問わずこれまでに無く高まっている状況にあります。

このように町を取り巻く社会情勢が変化していく中、住民、事業者、町それぞれが、連携して環境問題に取り組み、環境にやさしいまちづくりとエコライフを実践し、省エネルギー＊・省資源などや、豊かな自然・伝統ある景観などの地域資源の保全につとめ、その価値に磨きをかけ後世に残し伝えていくことが求められています。これらを踏まえ、中之条町環境基本計画の再策定を行うものとなりました。

(2) 計画策定にあたっての考え方

前計画の「目指す環境像」や「環境像を実現するための基本目標」といった考え方及び「施策の展開」等の項目は継承し、各項目の文言及び数値等の修正を行います。

2、計画策定の目的

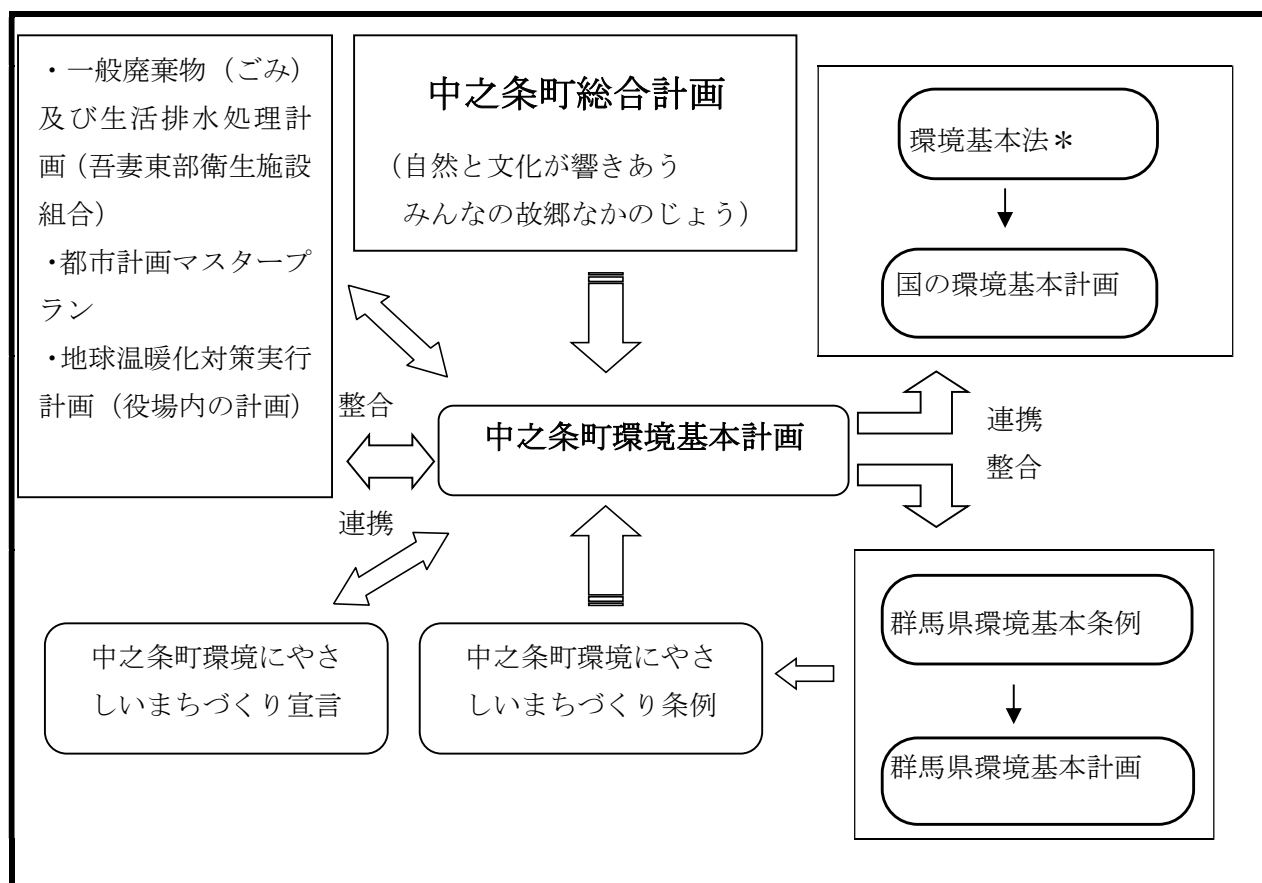
本計画は「中之条町環境にやさしいまちづくり条例」第 8 条に基づき、本町の環境の状況と課題を踏まえ、今後の目指す環境像を考え、良好な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進す

るために策定します。

3、計画の位置付けと役割

計画の位置付け

「中之条町環境基本計画」は、「中之条町総合計画」を基本とし、国や群馬県の関連法や条例、関連計画と連携し、整合を図りながら町の各種施策を環境面からとらえた基本計画です。



中之条町環境にやさしいまちづくり条例の基本理念

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、町民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全等は、すべての者がそれぞれの役割の中で自主的かつ積極的に持続的に発展可能な循環型社会*の構築を目指して取り組まなければならない。
- 3 環境の保全等は、地域の環境すべてが地球環境と深くかかわっていることを認識し、すべての者が相互に連携協力し、日常生活及び事業活動において積極的に取り組まなければならない。

計 画 の 役 割

本計画は、「中之条町環境にやさしいまちづくり条例」第8条の規定により策定するもので、次のような性格と役割があります。

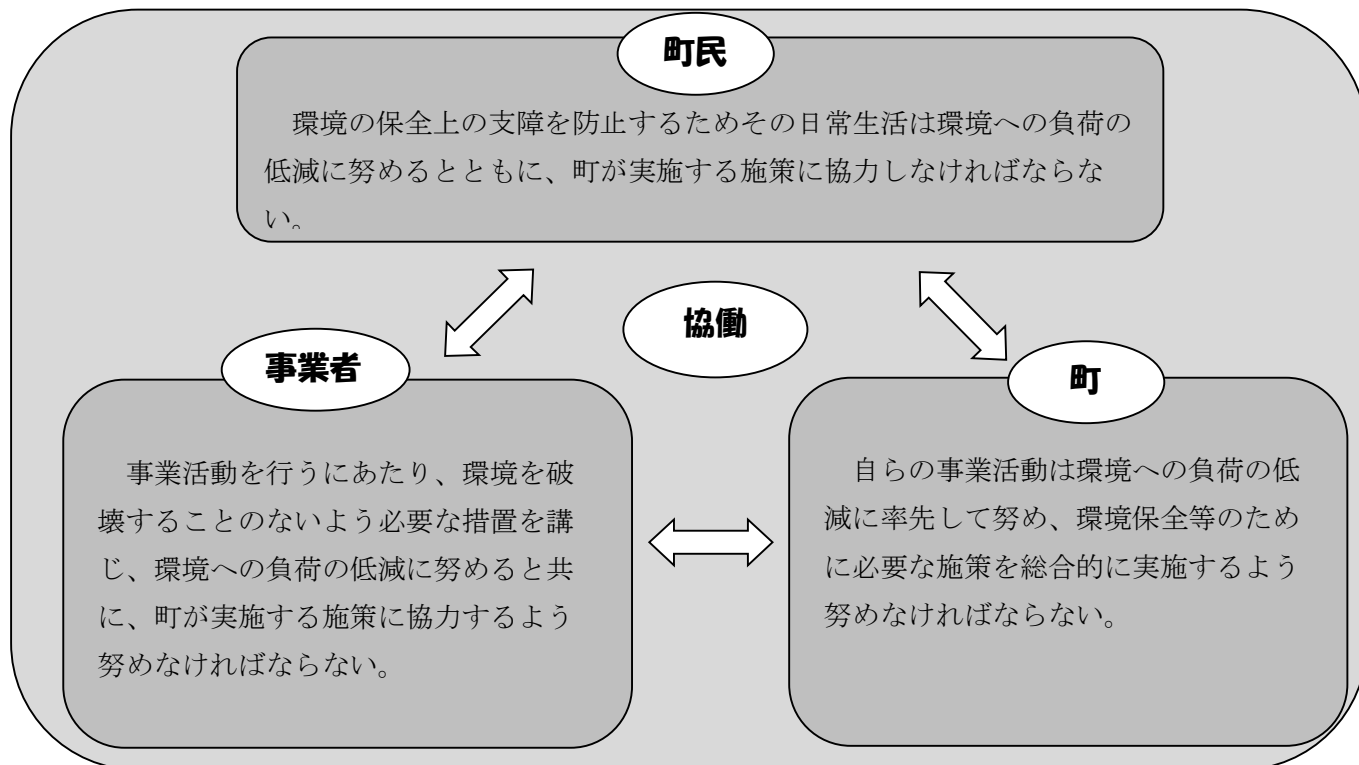
- 本町の美しく良好で快適な環境の保全及び創出を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 平成28年2月に策定した中之条町総合計画（第6次構想）を環境面から推進する計画として位置づけられるものです。
- 本町の環境の保全に関する各種計画や施策に対する上位計画として位置づけられ、環境保全に関する各種計画や施策は、本計画に基づいて策定・実施されます。
- また、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、本計画との整合を図るものとします。
- 町民・事業者・町の役割を明らかにし、この三者が協働*して環境づくりを進めていくことを示しています。

4、計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とし、令和5年度に必要な見直しを行います。

5、町民、事業者、町の役割

町民・事業者・町の役割は次のとおりです。それぞれ力を合わせて「快適で住みよいまちづくり」を目指します。



6、環境のとらえ方と範囲

(1) 対象地域

本計画の対象地域は本町全域とします。ただし、環境問題が町域を超えて広域的な連携が必要な場合は、国・県・及び近隣の自治体と協力し取り組みを進めます。

(2) 対象範囲

本計画の対象範囲は、日常生活から地球環境まで幅広くとらえるものとし、次のとおりとします。

1、自然環境

生態系、水環境、大気環境、自然的景観、景勝地、身近な自然、騒音、振動、悪臭 など

2、生活環境

ごみ、し尿、生活排水*、リサイクル など

3、地域環境

公園、緑地、景観、町並み、歴史、文化、農地 など

4、地球環境

エネルギー使用量、省エネルギー、新エネルギー*、再生可能エネルギー*
地球温暖化、オゾン層*の破壊 など

7、計画の構成

本計画は、次の6章から構成されています。

第1章 計画の基本的な考え方

- 1、計画見直しの背景と考え方
- 2、計画策定の目的
- 3、計画の位置付けと役割
- 4、計画の期間
- 5、町民、事業者、町の役割
- 6、環境のとらえ方と範囲
- 7、計画の構成

第2章 環境の現状と課題

- 1、中之条町の概要
- 2、環境の現状と課題

第3章 目指すべき環境の姿

- 1、目指す環境像
- 2、環境像を実現するための基本目標
- 3、施策の体系

第4章 施策の展開

第5章 リーディングプロジェクト

- 1、趣旨
- 2、プロジェクトの選定
- 3、リーディングプロジェクトへの取り組み

第6章 計画の推進体制と進行管理

- 1、計画の推進体制
- 2、計画の進行管理

資料編

- 1、環境法令
- 2、環境関係町補助金等交付要綱
- 3、用語の解説

◎ 計画本文中、＊を付した用語については巻末の「用語の解説」に説明があります。



チャツボミゴケ

第2章

●環境の現状と課題

- 1、中之条町の概要
- 2、環境の現状と課題

第2章 環境の現状と課題

1、中之条町の概要

位置と地勢

本町は、群馬県の北西部に位置し、首都圏から150kmの距離にあります。平成22年3月の旧六合村との合併で総面積439.28km²となりました。

地形は、山林が総面積の87%を占めていますが、盆地、河岸段丘、丘陵地などから六合地区の高層湿原などまで変化に富んでいます。

山林が広く平坦地が少ない本町にあって、南部は比較的平坦で古くから市街地が形成されるなど、町だけでなく吾妻郡の政治、経済、文化、交通の中心として発展してきました。北部は新潟県に接し、風光明媚な三国山系の高峰がそびえており、上信越高原国立公園に指定されています。

沿革

本町の歴史は先史時代に始まります。四万川や名久田川の河岸段丘には、縄文から弥生にかけての遺跡が数多く残っています。

戦国時代には、吾妻郡を支配した真田氏により町割が行われて六斎市が開かれました。

明治時代には郡役所をはじめ諸官庁が設立され郡都として発展してきました。

明治22年、町村制施行により、中之条町・沢田村・伊参村・名久田村が誕生し、昭和30年に、これらの一町三村が合併し旧中之条町が誕生しました。平成22年3月28日に、旧六合村を編入して現在の中之条町に至っています。

現在でも国や県の出先機関、各種文化施設が設置され、吾妻郡の中心的役割を担っています。

気象

本町の気候は山間地で標高差があるため地域的な格差はありますが、山に囲まれた盆地状の地形であるため内陸性気候となっています。

年間降水量は1,000mm～1,500mm、年間日照時間は2,000～2,200時間となっています。

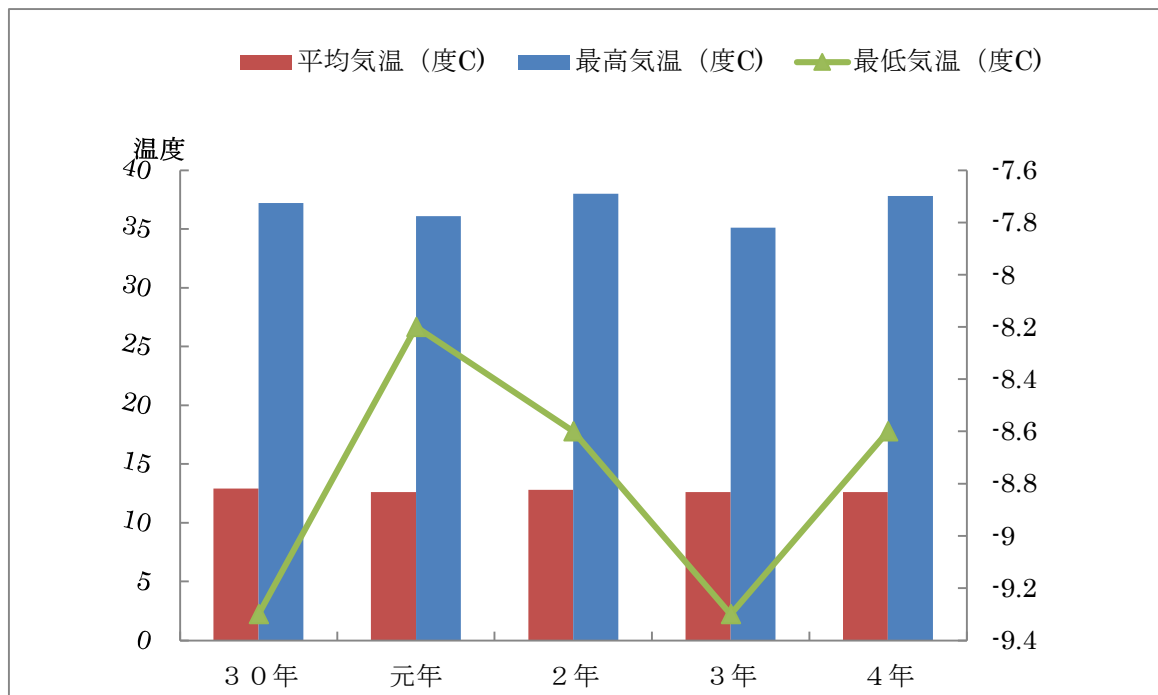
年間を通じての平均気温は約12度前後です。また、年間の最高気温と最低気温の差は45度前後あり寒暖の差が多い地域となっています。

また、過去25年間の平均気温と令和4年度の平均気温を比較すると、0.3度上がっています。

気象の概要

項 目 年 度	気温 (° C)			降水量 (mm)		風速 (m / s)		年間日照 時間 (時間)
	平 均	最 高	最 低	年 間	日最大	平 均	最 大	
平成30年	12.9	37.2	- 9.3	1,022	49.5	1.6	9.9	2,322.9
令和 元年	12.6	36.1	- 8.2	1,514	281.0	1.6	8.1	2,137.8
令和 2年	12.8	38.0	- 8.6	1,202	86.0	1.5	8.1	2,058.6
令和 3年	12.6	35.1	- 9.3	1,422	75.5	1.7	9.6	1,797.9
令和 4年	12.6	37.8	- 8.6	1,221	83.0	1.7	8.7	2,228.6

気象の変化



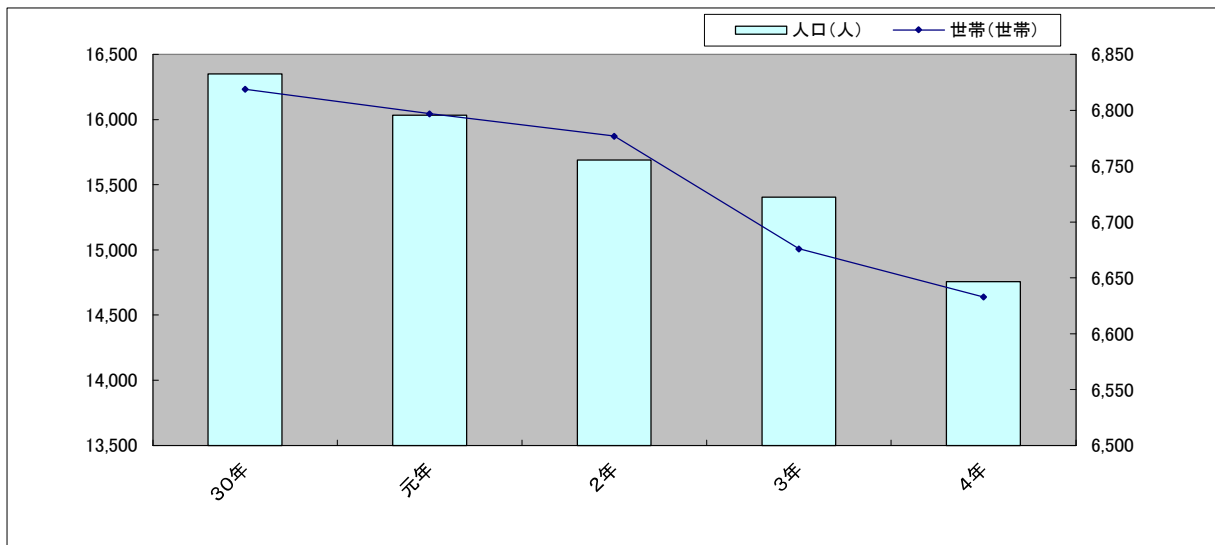
人口・世帯数

本町の人口は令和5年3月31日現在、14,757人で、年々減少傾向にあります。

また、世帯数は6,633戸です。平成27年3月31日現在の1世帯あたりの人数は2.54人でしたが、令和5年3月31日現在では2.22人となっており、核家族化がより進行していることがわかります。

人口・世帯の推移

各年度3月31日現在



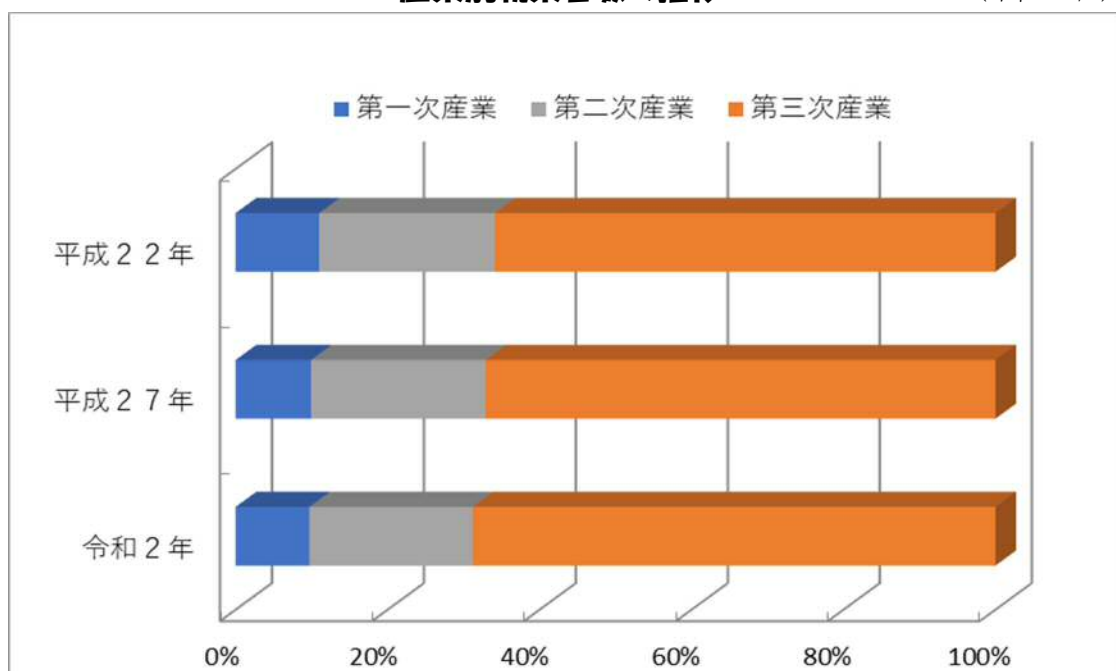
産 業

令和2年度国勢調査によると、本町の就業者数は7,798人です。平成27年度国勢調査時の8,373人より575人減少しました。

その内訳は、第一次産業（農・林・漁業）760人（9.97%）、第二次産業（鉱業・建設業・製造業など）1,678人（21.5%）、第三次産業（運輸通信業・卸小売業・金融業・サービス業・公務・電気ガス事業など）5,360人（68.7%）となっています。第一次産業第・二次産業が減少し第三次産業が増加傾向にあります。

産業別就業者数の推移

(単位：%)



土地利用

本町の総面積は439.28k㎡です。そのうち地目別面積で国有林を含む山林が85.30%、田畑4.7%、宅地が1.2%を占めています。群馬県森林林業統計書では林野が全体の86.90%を占めるという結果になっています。

市街地の中之条町地域・西中之条地域・伊勢町地域は都市計画区域となっており、宅地や商業・工業用地として利用されており、農地は減少傾向にあります。

一方沢田地域・伊参地域・名久田地域・六合地域は山林が殆どを占め、その中に農地と住宅が点在しています。

また、二酸化炭素の吸収源として大気浄化に関わりのある、林野面積は次ページのとおりです。

(下表、地目別土地面積の山林面積と、次ページ、所有別・樹種別林野面積の推移の林野面積とは、使用した資料が異なるため一致しません。)

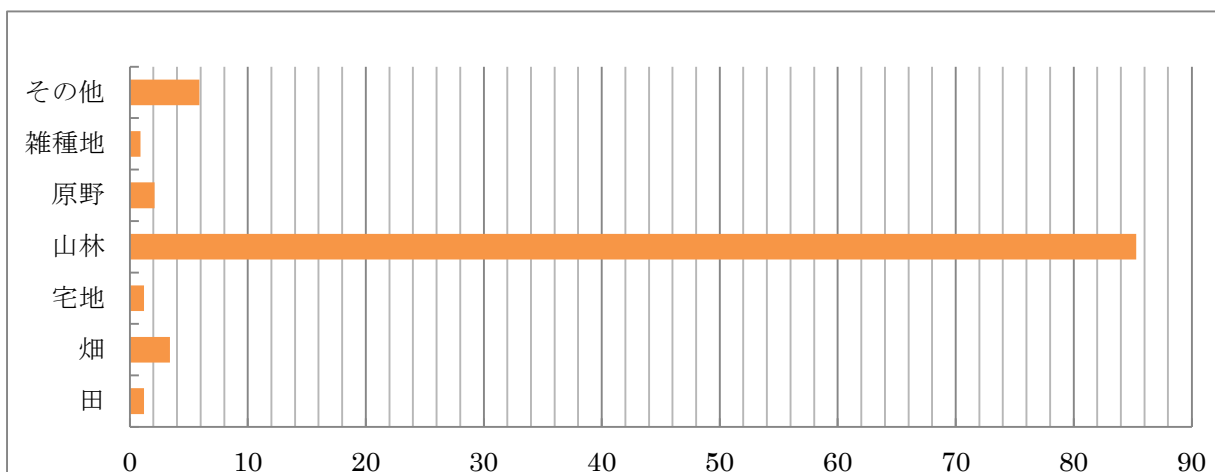
地目別土地面積

地 目	面 積 (k㎡)	構成比 (%)
田	5.20	1.2
畑	14.97	3.4
宅 地	5.08	1.2
山 林	374.91	85.3
原 野	9.28	2.1
雑種地	3.78	0.9
その他	26.06	5.9
合 計	439.28	100.0

(令和4年1月1日現在 固定資産概要調書より)

地目別土地面積の割合

(単位：k㎡)



所有別・樹種別林野面積の推移

(単位: ha)

年 度	林 野 面 積			樹 種 別 (立 木 地)			
	林野面積総数	うち国有	うち民有	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	竹 林
昭和45年	18,709	12,919	5,790	18,121	7,590	10,454	77
50	18,512	12,856	5,656	18,216	8,661	9,488	67
55	19,017	12,834	6,183	18,819	9,216	9,538	65
60	19,201	12,811	6,390	18,801	9,479	9,257	65
平成 2	18,905	12,772	6,133	18,631	9,339	9,230	62
12	18,839	12,651	6,188	18,753	9,242	9,449	62
17	19,500	13,311	6,189	18,778	9,106	9,610	62
22	38,172	30,106	8,067	36,018	17,305	18,645	68
27	38,196	30,101	8,094	38,197	17,195	18,772	67
令和 2	38,393	30,100	8,293	36,056	16,856	19,200	75

※ 1 ha = 10,000 m²

(農林業センサス・令和3年版群馬県農林業統計書)



高山と鯉のぼり

交通状況

本町の道路は、国道が名久田地区を縦断し、市街地を横断する１４５号と、市街地を横断し、四万温泉に通じる３５３号、六合地区から草津へ通じる２９２号、野反湖へ通じる４０５号の４路線があります。県道は中之条湯河原線を始め９路線、町道は１，２６２路線、実延長７０１ｋｍが町内に縦横に配置されています。

また、高速道路へのアクセスは、関越自動車道の渋川伊香保インターチェンジと月夜野インターチェンジまで市街地から概ね３０分の位置にあります。鉄道は、ＪＲ吾妻線が町の南部を横断しており、町内には市城駅と中之条駅が設置されています。中之条駅の１日の平均乗車人数は７９２人で、年々減少傾向にあります。

路線バスは、利用者の減少により廃止、減便が続き、現在は四万温泉行きと沢渡温泉行きが運行されています。また、六合地区へは最寄り駅である長野原草津口駅から花敷温泉行きが運行されています。その他廃止された路線は町がデマンドバスを運行し住民の足の確保を行っています。

公園・緑地の整備状況

本町の公園（都市公園）の整備状況は、令和５年度末現在１１カ所で面積６．５５haを有しており、町民一人当たりの面積は約４．０㎡となっています。

また、都市公園のほか、山林や自然を活用した「ふるさと公園たけやま」や「伊参スタジオ公園」「奥四万湖畔公園」など、町民憩いの広場も設置されています。



都市公園一覧表

(単位：㎡)

NO	名 称	所 在 地	面 積
1	町民運動場	大字伊勢町河川敷	30,130
2	小原崎公園	大字伊勢町字小原崎	12,477
3	王子原近藤児童公園	大字中之条町字王子原	3,732
4	古町山宮下公園	大字伊勢町字十澳沢	2,182
5	胡桃沢川公園	大字伊勢町字王子原	756
6	伊勢町児童公園	大字伊勢町字天代	2,950
7	駅南中央公園	大字伊勢町字川端	4,204
8	古城公園	大字伊勢町字上原	2,687
9	天神公園	大字伊勢町字天神	2,654
10	伊勢町なかよし公園	大字伊勢町字上原	1,953
11	駅前公園	大字伊勢町字川端	1,754
合 計			65,479

下水道等の整備状況

本町の生活排水処理は、公共下水道＊・農業集落排水＊・合併処理浄化槽＊により進められています。
下水道は3処理区、農業集落排水事業では4地区で生活排水の処理を行っています。

また、家屋が点在し下水道などの整備が行えない地域では、合併処理浄化槽の設置を推進しています。
(中之条町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱は資料編参照)

これらの整備により、汚水処理人口普及率は93.2％となっています。

生活排水処理の状況

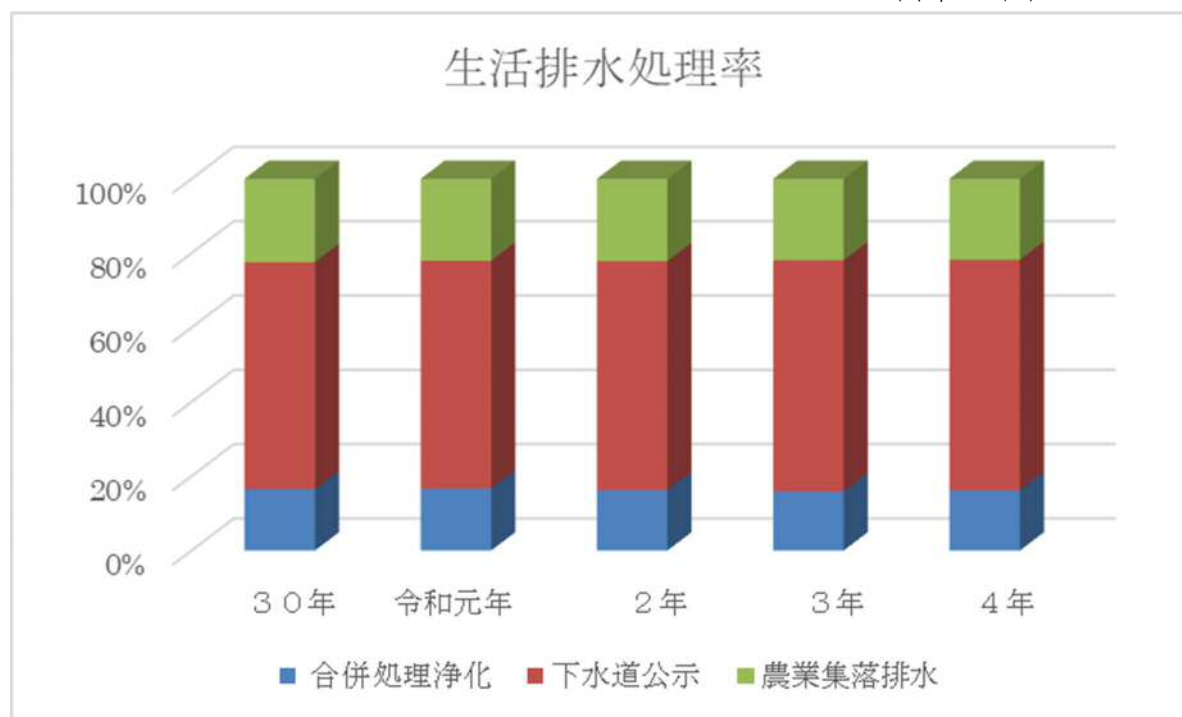
(単位：人)

項目 年度	人 口 a	合併処理浄化 槽処理人口 b	農業集落排水 区域内人口 c	下水道公示 区域内人口 d	汚水処理人口 普及率 (%)
30年度	16,033	2,456	3,320	9,047	92.5
令和元年度	15,690	2,431	3,207	8,914	92.7
2年度	15,405	2,324	3,160	8,790	92.7
3年度	15,102	2,231	3,067	8,710	92.7
4年度	14,757	2,232	2,997	8,530	93.2

◎ 汚水処理人口普及率は、汚水処理施設整備人口 (b + c + d) / 総人口 (a) × 100%

生活排水処理率

(単位：%)



2、環境の現状と課題

大気環境

現状

二酸化硫黄*や一酸化炭素*、浮遊粒子状物質*、二酸化窒素*及び光化学オキシダント*の5物質については、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい目標値として「環境基準」*が定められています。

町内の大気汚染の測定は定期的には実施していませんが、平成16年度に実施した吾妻東部衛生施設組合一般廃棄物最終処分場*建設に伴う生活環境影響調査*（横尾地区）において、浮遊粉じん*、窒素酸化物*（一酸化窒素*二酸化窒素）、浮遊粒子状物質等の項目のすべてが環境基準を達成していました。

また、県内では光化学オキシダントについて短期的に環境基準を超えることがあり、過去3年間では吾妻地域に注意報は発令されておりませんが、県内の他地域では毎年5月から7月にかけてオキシダント注意報が複数回発令されています。PM2.5*については県内で注意報が発令されたことはありません。なお、本町の大気環境に対する苦情は、家庭ゴミの焼却に関するもの、野焼きに関するものなどがあります。

課題

- 野焼き・家庭ゴミ焼却等に対する啓発が必要です。
- オキシダント・PM2.5 注意報発令時の迅速な周知体制を整える必要があります。

水 環 境

現状

環境基準としては、生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）と、人の健康の保護に関する基準（健康項目）とに分けて設定されています。

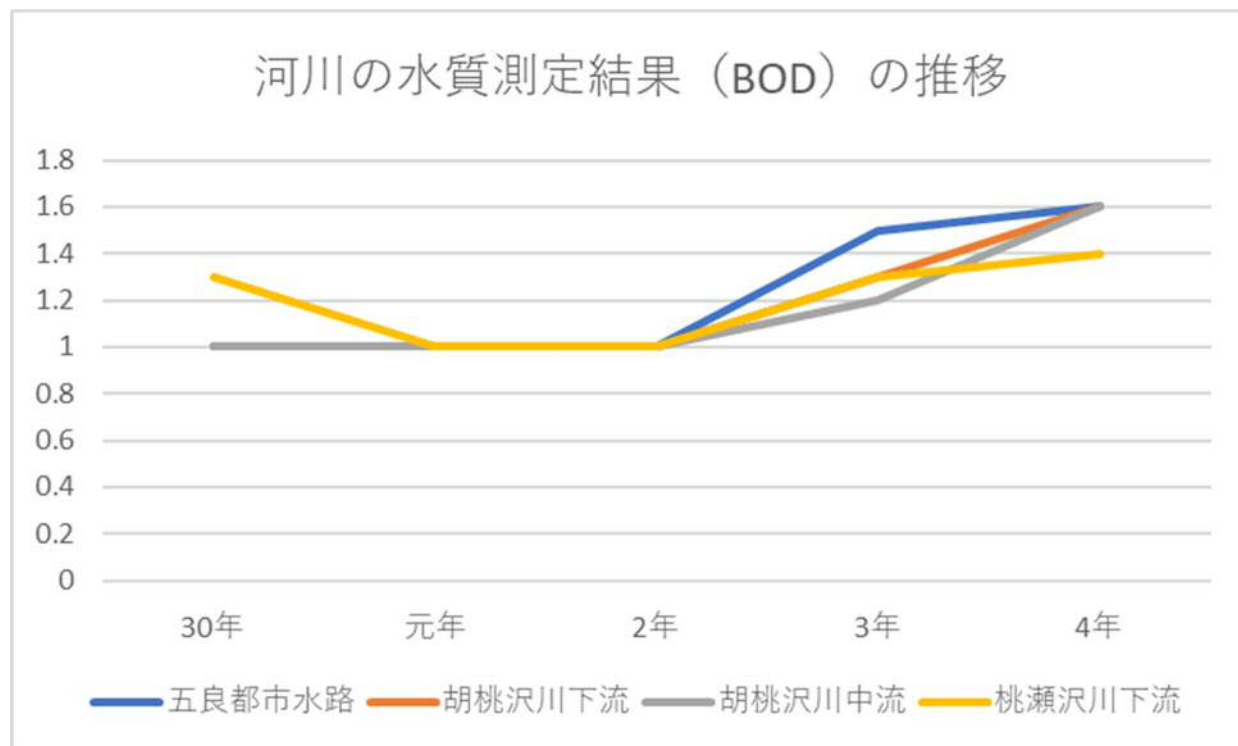
生活環境項目は、pH*・BOD*・SS*・DO*大腸菌群*などの項目について、河川・湖沼・海域ごとにその利用目的に応じて類型をもうけて、項目別の基準値が定められています。健康項目は、カドミウム*・シアン*・鉛*など26項目について定められており、公共用水域の全てに適用されています。

本町を流れる河川では吾妻川がA類型に指定され、県において定期的な測定が行われていますが、各項目は環境基準内で推移しております。

さらに、町内を流れる河川についても調査していますが、下水道等の整備により基準内で推移しております。

町内の生活排水処理は、下水道3処理区、農業集落排水4地区で処理されておりますが、下水道などの

整備が行えない地域や、六合地区においては浄化槽（合併処理浄化槽）設置による処理を推進し、水環境の保全に努めています。



（単位：mg／ℓ）
（中之条町企業課資料）

課題

- 水質汚染は生活排水が主な原因と考えられるため、今後も公共下水道などの生活排水処理施設の整備を積極的に進めるとともに、生活排水処理の重要性を町民に啓発し、合併処理浄化槽の設置や生活排水の負荷削減など、町民の取り組みを促進する必要があります。
- 下水道区域内であっても、高齢世帯や経済的な理由により未接続の世帯もあることから、水洗化の理解のほか支援策の検討も必要です。

騒音・振動・悪臭

現状

騒音の環境基準は、一般地域（道路に面する地域以外の地域）と道路に面する地域について、地域の類型ごとに基準値が昼間と夜間の区分毎に設定されています。

本町においては定期的な調査は実施していませんが、平成16年度に実施した吾妻東部衛生施設組合一般廃棄物最終処分場建設に伴う生活環境影響調査（横尾地区）において、環境騒音、道路交通騒音、環境振動、道路交通振動、特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度について調査していますが、調査項目全てが環境基準を達成していました。

工場・事業所などから発生する騒音・振動については、特定施設（著しい騒音・振動を発生するもののうち政令などにより定められたもの）設置について届出と規制基準*の遵守が義務付けられています。届出があった事業者について測定調査を行い、調査・指導を行っています。

なお、県により悪臭防止法*に基づく規制地域及び規制基準の指定が進められており、当町も平成24年4月に臭気指数の指定を受けました。

本町の苦情については平成30年度から令和4年度までの5年間で騒音1件、振動0件、悪臭0件となっています。通報があった場合、内容に応じた機材を業者から借用して職員が現地で測定を行います。

課題

- 騒音・振動・悪臭に対する通報があった場合、迅速に原因を特定・対応できる体制を維持する必要があります。

廃棄物

現状

一般廃棄物のうち、家庭ごみは、委託業者により衛生センターに収集運搬され、燃えるごみはダイオキシン*対策などを備えた焼却炉で焼却されています。

また、燃えないごみ・ビン類・缶類・粗大ごみは、資源化しています。

どうしてもリサイクル*できない焼却残渣などは、今まで民間事業者に委託し埋めたて処分していましたが、平成20年度からは新設された最終処分場（写真）に埋めたてられます。

事業系の一般廃棄物は、衛生センターに自己搬入するか、許可業者に収集運搬を委託することになっています。



最終処分場（横尾地区）

家庭ごみは、燃えるごみ・燃えないごみ・びん・缶に分けて、ごみ出しカレンダーにより、決められたごみ・資源物ステーションに出すことになっています。資源物は、容器包装リサイクル法*による10品目（スチール缶・アルミ缶・無色ビン・茶色ビン・その他の色ビン・紙パック・段ボール・その他の紙・ペットボトル・その他プラスチック）を回収しています。また、衛生センターでは古着・古布の回収も行っています。

六合地区においては合併後も廃棄物処理区域の統合がされず、西吾妻環境衛生施設組合による収集・処理がされており、ごみの収集・資源物のリサイクルが、町内で異なるという状況となっています。

令和2年度には吾妻環境施設組合が設立され、ゴミ処理の郡内統一に向けて検討が進められております。

課題

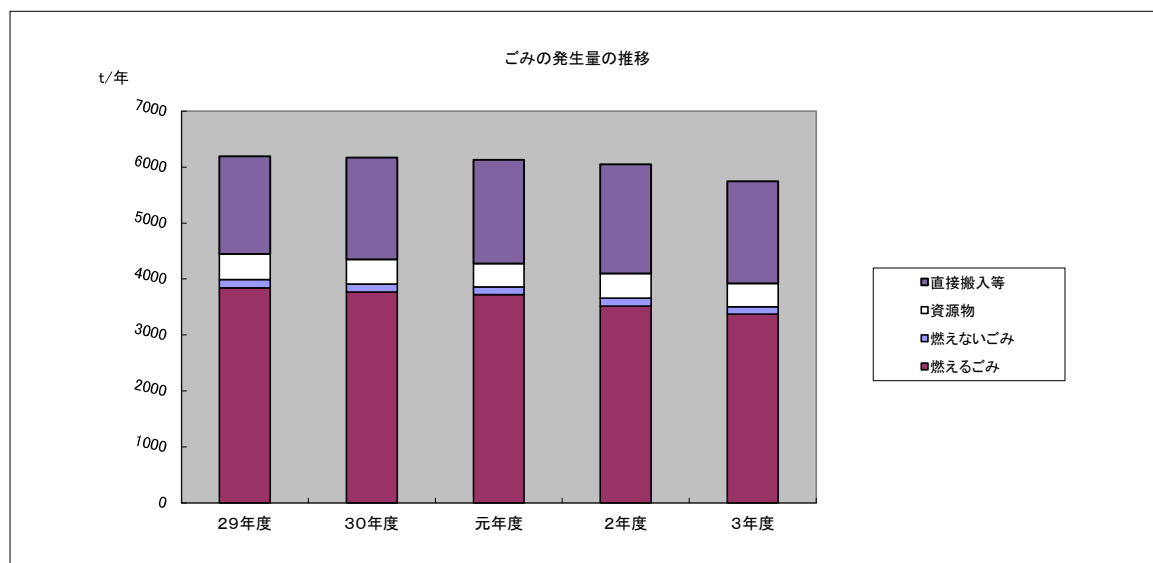
- 町民のリサイクル意識の向上を図り、町民、事業者と協働してごみの分別・減量化・再資源化を継続して推進し、循環型社会を促進することが必要です。
- ごみの不法投棄については、河川周辺や山林などで多く見られるため、巡視やポイ捨て禁止看板を設置するなど、不法投棄をしないよう監視・啓発する必要があります。

ごみ排出量等の推移

区 分 ・ 年 度			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人 口 (人)			16,522	16,232	15,895	15,544	15,293
発 生 量	排 出 量	燃えるごみ (t/年)	3,844	3,768	3,722	3,515	3,376
		燃えないごみ(t/年)	146	141	138	145	128
		資源物 (t/年)	461	441	415	440	417
		直接搬入等 (t/年)	1,740	1,822	1,854	1,949	1,824
	合計 (t/年)		6,198	6,179	6,137	6,057	5,752
燃えるごみ量・1人1日 (g/人/日)			637	635	641	620	605
燃えないごみ量・1日 (kg/日)			400	386	378	397	351
資源物・1人1日(g/人/日)			76	74	71	78	75
1日1人あたりの排出量(g/人/日)			1,046	1,066	1,074	1,072	1,040

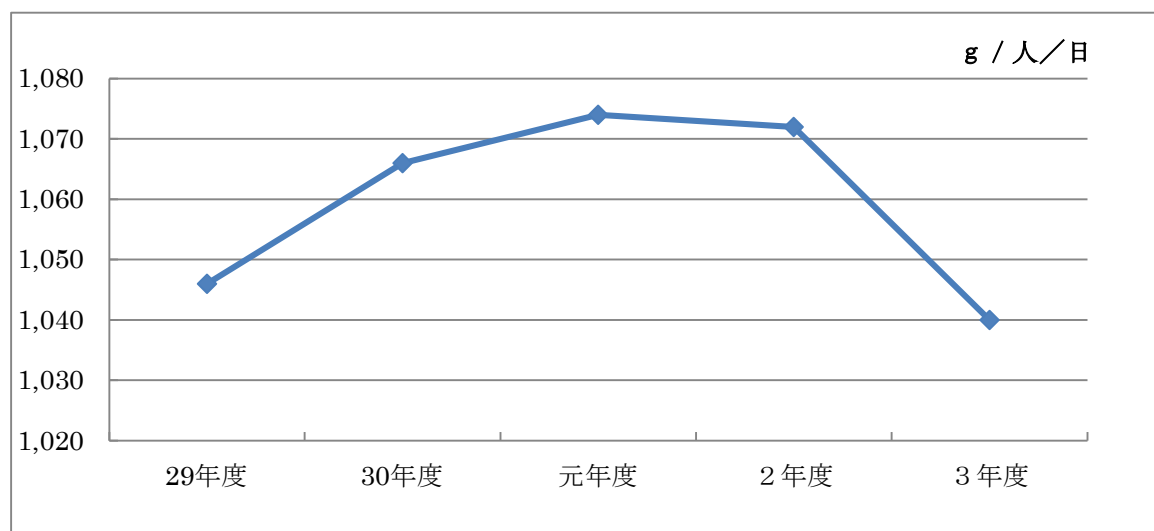
ごみ発生量の推移

(単位：t／年)



一人一日あたりのごみ排出量の推移

(単位：g／人／日)



文 化 財

現状

町内には多くの文化財があります。国指定・選定・選択文化財は日向見薬師堂を始め7件、県指定文化財が宗本寺の宝篋（ほうきょう）印塔を始め19件、町指定文化財が滝沢不動堂の石仏を始め73件、国登録有形文化財が積善館の山荘を始め4件、合わせて103件の指定等文化財があります。このような文化財は、地域の歴史や文化、風土を語るために欠くことのできないものであり、貴重な地域資源となっています。

課題

- 中之条町には貴重な文化財が数多くあります。残された貴重な文化財を、後世に引き継いでいくため、今後一層の保存・継承が求められています。
- 文化財を環境資源として活用し、新たな文化の醸成を図るため、町民への啓発活動や社会教育活動が大切です。
- 文化的遺産を守り、それらを活かしたまちづくりの推進が必要です。

中之条町の文化財

件 名	指定年月日
-----	-------

（令和5年3月31日現在）

○国指定重要文化財

薬師堂（日向見）	明治45年2月8日
富沢家住宅	昭和45年6月17日

○国指定史跡

荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡	平成22年2月22日
---------------	------------

○国指定天然記念物

六合チャップミゴケ生物群集の鉱物生成地	平成29年2月9日
---------------------	-----------

○国指定重要無形民俗文化財

上州白久保のお茶講	平成2年3月29日
-----------	-----------

○国選定重要伝統的建造物群保存地区

六合赤岩伝統的建造物群保存地区	平成18年7月25日
-----------------	------------

○国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

六合入山のネドフミとスゲ細工	平成28年3月2日
----------------	-----------

○県指定重要文化財

宗本寺の宝篋印塔（2基）	昭和32年4月23日
金銅善光寺三尊仏	昭和33年3月22日
旧吾妻第三小学校校舎	昭和53年10月13日
絹本著色二十五菩薩来迎図	昭和56年5月6日
積善館本館	平成8年3月29日
神保家住宅（主屋・書院）	平成29年3月10日

○町指定史跡

広池遺跡	昭和51年3月27日
樋塚古墳	昭和54年3月8日
桃瀬の水牢	昭和54年3月8日
百八十八観音	昭和62年4月22日
小川古墳群	昭和63年3月26日
笛吹塚	昭和63年3月26日
小塚古墳	昭和63年3月26日
城峯城址	昭和63年3月26日
嵩山城址	昭和63年3月26日
八幡城址	昭和63年3月26日
道路元標	昭和63年3月26日
吾嬬橋	平成6年2月21日
小雨馬頭観音	平成6年2月21日
生須馬頭観音	平成6年2月21日
石の塔古墳及び出土品	平成6年12月1日
山田城址（古城）	平成6年12月1日
桑田城址（寺山）	平成6年12月1日
内山城址	平成6年12月1日
旧名久田発電所放水口	平成6年12月1日
青山の浅間石	平成6年12月1日
石の塔の浅間石	平成18年3月24日

○県指定史跡

熊倉遺跡	昭和59年12月25日
------	-------------

○県指定天然記念物

中之条のサイカチ	昭和30年1月14日
親都神社の大ケヤキ	昭和32年4月23日
大岩の三叉スギ	昭和33年3月22日
入山世立のシダレグリ	昭和37年8月2日
四万の甌穴群	昭和46年12月22日
大久保のナツグミ	昭和48年8月21日
駒岩のヒイラギ	昭和57年4月20日
中之条高校のラクウショウ	平成4年5月15日
伊賀野のモミ	平成4年5月15日

○町指重要文化財

滝沢不動堂の石仏	昭和54年3月8日
林昌寺の画像板碑	昭和54年3月8日
稲裏神社の懸仏	昭和54年3月8日
吾嬬神社神像群	昭和56年3月7日
一場家文書	昭和56年3月7日
折田家文書（附 軍旗）	昭和56年3月7日
小淵家文書	昭和56年3月7日
田村家文書（附 長槍）	昭和56年3月7日
折田八幡宮棟札	昭和56年3月7日
旧大岩学校	昭和63年3月26日
旧五反田学校	昭和63年3月26日
沢渡の画像板碑	昭和63年3月26日
旧須賀神社本殿	平成6年12月1日
稲裏地神の碑	平成6年12月1日
福田宗禎（浩斎）の墓碑	平成6年12月1日
稲荷石稲荷神社の絵馬	平成6年12月1日
吾妻神社の献額（附棟札及び絵馬）	平成6年12月1日
地租改正の絵図	平成6年12月1日
町田延陵関係資料と墓碑	平成6年12月1日
高橋景作関係資料と篋庵先生追遠碑	平成6年12月1日
赤岩湯本家住宅	平成11年8月25日
薬師堂のお籠堂	平成12年3月27日
市城の宝塔	平成12年3月27日
宗本寺本堂の欄間	平成12年3月27日
永林寺の梵鐘	平成12年3月27日
吾妻三十三番札所再興記念碑	平成18年3月24日
蟻川波右衛門史跡と関係資料	平成18年3月24日
銅印	平成18年3月24日
永徳齋作有職雛一式	平成18年3月24日
積善館の前新・向新・廊下橋	平成26年7月23日

○国登録有形文化財

積善館の山荘	平成9年6月12日
白井屋	平成13年8月28日
町田家住宅	平成13年8月28日
旧太子駅ホッパー棟	令和3年2月4日

○県指重要有形民俗文化財

鳥追い祭りの太鼓（11個）	昭和58年2月22日
入山の浄土信仰仏画	平成8年3月29日

○県指重要無形民俗文化財

中之条の鳥追い祭り	平成28年10月20日
-----------	-------------

○町指定重要無形文化財

小雨・生須の鳥追い	平成12年6月29日
-----------	------------

○町指定天然記念物

妙全杉（逆さ杉）	昭和56年12月12日
十二の杜（檜）	昭和61年2月13日
シダレザクラ	昭和61年2月13日
町田家のシイ	昭和63年3月26日
林昌寺のシダレザクラ	昭和63年3月26日
お神明さんのサクラ	昭和63年3月26日
大道のシャクナゲ	昭和63年3月26日
轉石のモミ	昭和63年3月26日
大岩のヒカリゴケ	昭和63年3月26日
沢渡のカシ	平成6年12月1日
宇妻の糸ヒバ	平成6年12月1日
清見寺の境内木	平成6年12月1日
稲裏神社の境内木	平成6年12月1日
ながれ山地形（マルッコ山）	平成6年12月1日
つづみ石（ボンボン石）	平成6年12月1日
とうけえ石（稲荷石・頭鶏石）	平成6年12月1日
伊勢宮の境内木	平成12年3月27日
親都神社の境内木	平成12年3月27日
赤坂の釜淵	平成12年3月27日
枯木沢の中之条湖成層	平成23年2月24日
東谷風穴のマユミ	平成27年8月26日

○国際条約（ラムサール条約湿地登録）

芳ヶ平湿地群	平成27年5月28日
--------	------------



国指定重要文化財 薬師堂（日向見）



国指定天然記念物 チャツボミゴケ（六合）



ラムサール条約に登録された 芳ヶ平湿地群（六合）



国指定史跡 東谷風穴（赤坂）

エネルギー

現状

私たちが生活したり事業活動を行うためには、大量のエネルギーが消費されています。

現在はそのほとんどを電気やガス・石油などのエネルギーに頼っています。このことにより、大量の二酸化炭素など温室効果ガスを排出することになり、地球環境に重大な負荷を与えることになります。

さらに、平成23年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に基づく、電力不足による日常生活や社会経済への影響は多大であり、電力・電源開発などエネルギー施策の見直しなど国だけでなく地方自治体でも対策を取る必要が求められています。

このような中、私たち一人ひとは、一層毎日の生活の中でのエネルギー使用量を抑え、地球環境への負荷の少ない社会経済活動や、生活様式に変えていくことが必要となっています。

町では平成25年6月、「再生可能エネルギーのまち中之条」を宣言し、持続可能な循環型社会の構築と自然環境への負荷を抑えたまちづくりを促進しています。現在3つの大規模太陽光発電*施設と1つの小水力発電所*が稼働しています。発電で得られた電力は町が出資した新電力会社より公共施設や一般家庭に供給されエネルギーの地産地消に貢献しています。今後も環境に負荷のかからない新たなエネルギーとして、太陽光や風力・水力・バイオマス*など再生可能な新エネルギーの活用と開発を促進することが必要です。

町では町内の山林資源の有効活用を図るため、役場庁舎、六合支所、四万清流の湯・四万へき地診療所の3施設において、バイオマスボイラーを導入し、冷暖房機器の熱源として利用しています。また、廃校となった校舎を利用し、チップ製造のための木材活用センターを新たに建設、バイオマスボイラーの燃料となるチップを製造しています。

課題

- 環境に負荷のかからないエネルギーの活用について補助制度を充実させ、さらに化石燃料*の使用の低減について啓発する必要があります。
- エネルギー需要の多くを占める石油系エネルギーは、二酸化炭素(CO₂)の大きな排出源となっています。町民一人ひとりが日常生活を見直し、地球環境に負荷のかからない生活様式に変えていくことが必要です。
- 町では原子力発電に依存しないエネルギー、とりわけ太陽光発電・小水力発電・バイオマス熱利用などの再生可能エネルギーの利用の転換に率先して取り組み、電力の地産地消を進めていきます。また、町有施設のLED*化を積極的に進めます。

地球規模の環境

現状

現代の産業化社会における大量の石油や石炭などの化石燃料の消費によって、二酸化炭素や硫黄酸化物などが大量に排出されています。これらの行為が地球規模の環境に深刻な影響を与え、地球の温暖化

やオゾン層の破壊、酸性雨*などにより、人類の生存環境をも脅かすほどの、かつてない危機に直面していると言われています。

これらの問題は、いずれも地球規模の問題であり、中之条町の問題とは遠いことと思われがちですが、すべては私たち一人ひとりの日常生活や事業活動と結びついています。

本町においても、あらゆる社会経済活動について、環境への負荷を減らし、地球環境問題に貢献していく必要があります。特に、地球温暖化対策については、平成17年（2005年）2月の京都議定書*の発効に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律*に基づく京都議定書目標達成計画が同年4月に策定され、地方公共団体に対して、その区域の自然的社会的条件に応じた計画の策定、施策の実施が求められています。群馬県では平成10年に「群馬県地球温暖化対策推進計画－CO2CO2（コツコツ）プラン」を策定、さらに平成18年からは第2次計画により各種対策を実施しています。平成23年3月には群馬県地球温暖化対策実行計画を策定しています。

本町では平成25年に「第3期中之条町地球温暖化対策実行計画」を策定し、また、クールチョイス*に参加するなど、率先して温室効果ガスの総排出量の削減に取り組んでいます。

また、クールビズ*やウォームビズ*、節電対策、電気自動車等や太陽光発電、照明のLEDの導入などに率先して地球温暖化対策を实践し、町内外へ積極的な姿勢を示しています。

課題

- 地球環境問題は、私たち一人ひとりの生活様式や事業活動の改善なくしては解決しない問題であり、町民や事業者、町の連携のもと、地域レベルでどのように取り組んでいくのかが今後の課題となっています。
- 国や国際的な動向に注目し、常に新しい対策に取り組んでいく必要があります。

放射性物質

現状

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射能汚染は、**本町**にも影響を及ぼし、平成23年12月28日に国より汚染状況重点調査地域の指定を受け、平成24年5月に中之条町除染実施計画を策定し、指定区域の除染を実施する事となりました。計画に基づき除染を実施し、除染実施計画書に示された措置は全て完了しています。これにより、平均的な空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを下回っていることから平成29年3月22日付けで汚染状況重点調査地域の指定は解除されました。定点観測地点の測定値は毎時0.04～0.08マイクロシーベルトの程度ではありますが、今後も継続的に線量率を測定し監視していくものとします。また、食品ではタラノメ、コシアブラなどに出荷採取制限がされている状況です。

課題

- 汚染状況重点調査地域の指定は解除されましたが、今後も町内の空間線量の計測を定期的の実施しています、

● 第3章 目指すべき環境の姿

- 1、目指す環境像
- 2、環境像を実現するための基本目標
- 3、施策の体系

第3章 目指すべき環境の姿

1、目指す環境像

環境像 自然と文化が響きあう
みんなの故郷 なかのじょう

この環境像は第6次中之条町総合計画のまちづくりコンセプト*、「自然と文化が響きあう みんなの故郷 なかのじょう」としました。

この「故郷」には、現代人の心のよりどころであるとともに、日本古来からの文化や風習が培われ、そこに住む人達が共に仲良く助け合う関係を保ちつつ生活する姿が表現されています。

先人から引き継いだ大切なこのふるさとを、このままの姿で次の世代に引き継ぐためには、私たちが地球環境の一員であることを自覚し、循環型社会を進めていく必要があります。

江戸時代のエネルギーのほとんどが、枯木を燃料にしたり、水力、太陽エネルギー等自然エネルギーでまかなわれていました。また、完全な循環型社会ができていて、大勢の専門の商人や職人が修理業やリサイクル業で生計をたてていたように、我が国では古くから循環型の生活を営んで来た歴史があります。

現在の利便性を求めた大量消費・大量廃棄のライフスタイルを変換し、物を大切にし、ごみを出さない循環型社会の創造が必要です。

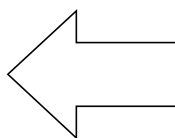
さらに、環境負荷の少ない、歩いて暮らせるコンパクトシティ*のような地域づくりを目指すとともに、自然と共生していくことが求められています。

これらを目指して、中之条町環境基本計画を策定し、町・事業者・町民が連携・協働し、次の世代の人々が故郷と感じられる町を創造していくものとします。

2、環境像を実現するための基本目標

環境像を実現するために、次の4つの基本となる目標を掲げ、地域環境や地球環境に配慮した社会の実現を目指します。基本目標は「中之条町環境にやさしいまちづくり」宣言の基本目標と同じにしました。

**1、山や川を守り自然を大切にします
(自然環境)**

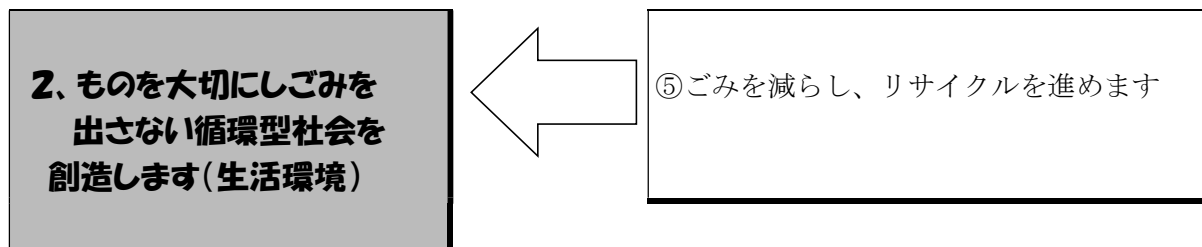


- ①豊かな自然を守ります
- ②きれいな大気環境を守ります
- ③きれいな水環境を守ります
- ④静かな環境を守ります

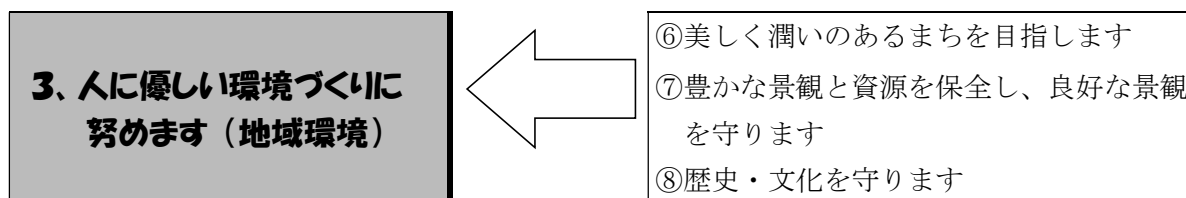
本町は、豊かな自然や豊富な温泉など自然環境に恵まれています。

一方、生活様式の変化に伴う生活排水による水質汚濁や、ごみの投棄などの問題が顕在化しており、生活環境の悪化が懸念されています。

このため、きれいな大気・水質環境、静かな環境を確保するとともに、有害化学物質による環境汚染を未然に防止し、山や川を守り自然を大切にするまちを目指します。



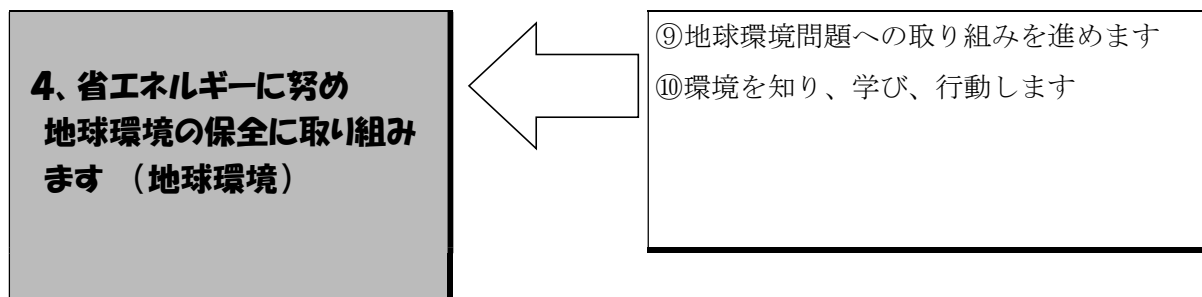
ごみの減量化や、分別収集によりリサイクルを推進するなど、ものを大切にしてごみを出さない循環型社会を創造します。



本町でも道路沿いや山林等に、ごみのポイ捨てや不法投棄があり、モラルの低下が見られます。

このため、生活マナーやモラルの向上を推進するとともに、開発事業にあたっては、環境への配慮を求め、潤いのある快適な生活空間を感じるまちを目指します。

さらに、古くから地域の文化として伝承される獅子舞や太々神楽、そして貴重な文化財など、歴史・伝統・文化を感じさせる多くの地域資源を保存・伝承することで、豊かな景観と資源を保全し、人に優しい環境づくりを進めます。



利便性を求めた大量消費・大量廃棄のライフスタイルによる廃棄物や資源・エネルギーの問題、二酸化炭素等の増加による地球温暖化やフロン*等によるオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題等が大きな問題となっています。

これら様々な環境問題を解決していくためには、一人ひとりが環境に対する意識を高め、環境に配慮した行動を行うことが求められています。

このため、環境に関する情報を収集するとともに、環境教育の推進や環境学習の場の提供などを展開する事が大切です。

また、東日本大震災は原子力発電所の停止などエネルギー施策に大きな課題をもたらしました。再生可能な新エネルギーの活用、エネルギーの地産地消の推進が求められています。

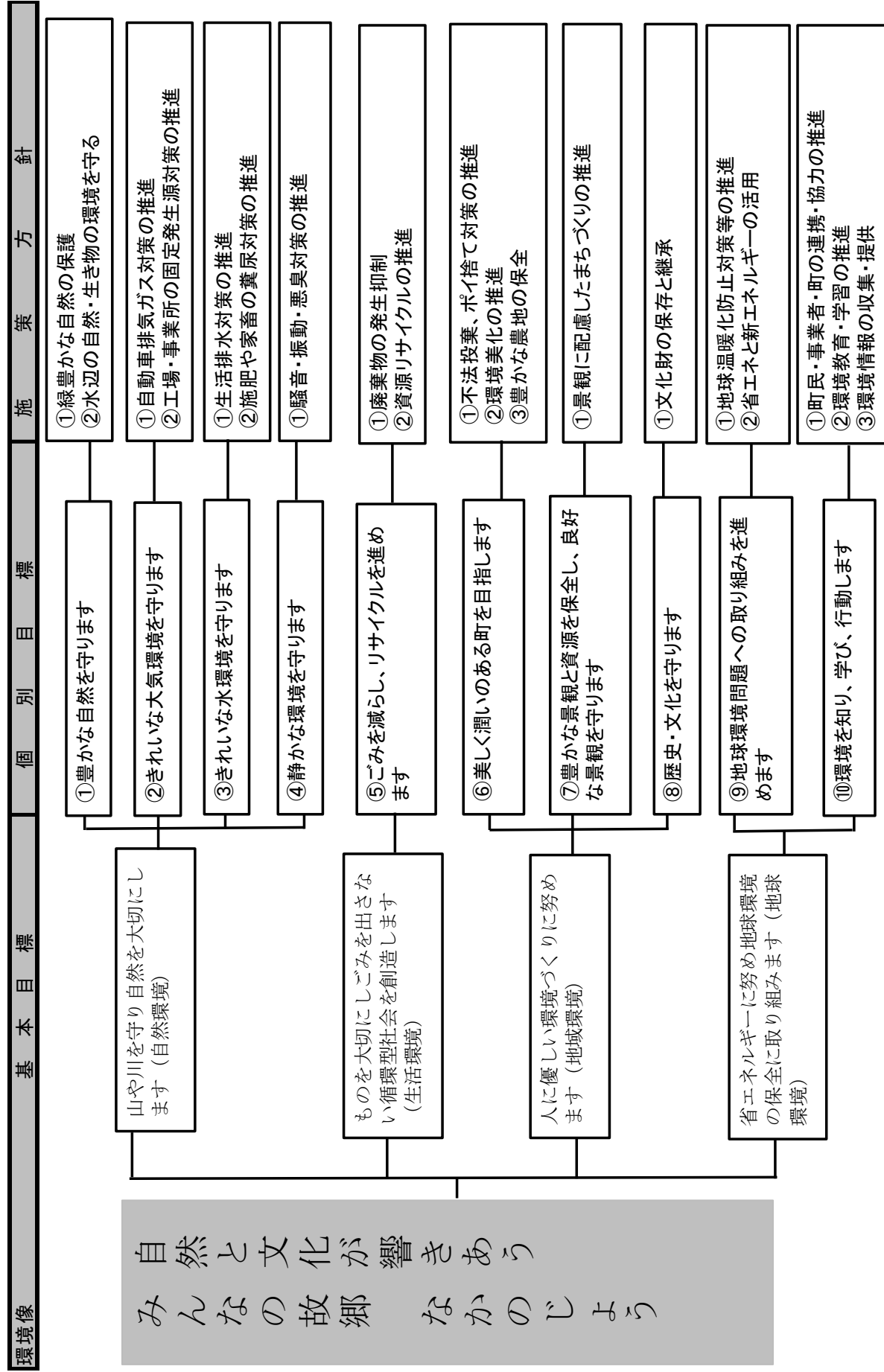
これらのことを踏まえて、町民一人ひとりが、省エネルギーに努め地球環境の保全に取り組みます。



沢渡温泉第1太陽光発電所(左)
沢渡温泉第2太陽光発電所(下)



3、施策の体系



第 4 章 ● 施策の展開

基本目標 1、山や川を守り自然を大切にします

基本目標 2、ものを大切にしごみを出さない循環型社会を創造します

基本目標 3、人に優しい環境づくりに努めます

基本目標 4、省エネルギーに努め地球環境の保全に取り組みます

第4章 施策の展開

基本目標 1、山や川を守り自然を大切にします

個別目標① 豊かな自然を守ります

豊かな自然は、私たちに安らぎを提供してくれるとともに、動植物の共存の場として、また、レクリエーションの場の提供や景観の保全にと、多面的な役割を持っています。

町の87%を占める山林の緑は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収する機能を持っています。このことから、山林の保護と整備は、景観の面からも環境の面からも重要になっています。

また、猿・猪・鹿などによる農作物の被害が発生し、農家は耕作意欲をなくし耕作放棄した農地が増加する傾向にあります。この対策として、人里と山林の間に緩衝地帯をもうけるなど、動物の生活エリアを限定することも検討する必要があります。

さらに、清流の多い本町の川は、安全でおいしい水の供給や、田畑を潤す農業用水、地域の安全を守る防火用水として、さらには動植物の生育の場所として、生活に欠くことのできないものです。これら貴重な水を守るためにも河川改修の方法を検討し、生活雑排水の流入による水質汚染を防止することが必要となっています。

そして、トンボが飛びホタルが舞い、きれいな水に住む魚が増え、子どもたちが水遊びのできる清流を目指すことが求められています。

豊かな自然を守る施策として、次のとおり施策方針を設定します。

施策方針	緑豊かな自然の保護
	水辺の自然・生き物の環境を守る



野反湖の紅葉

町民・事業者・町が行う取り組み内容

町民

- ・豊かな自然の保全に努めるよう、一人ひとりが心がけます。
- ・山林の保護に努め、山林を整備します。
- ・耕作放棄地を作らないよう努めます。
- ・自然生物の保護に努めます

事業者

- ・開発事業や工事に際しては、緑の保全や自然保護に努めます。
- ・事業所敷地内や周辺の緑化に努めます。

町

- ・自然に配慮した河川整備や治山・治水事業を推進し、山林の保全と町民の安全確保及び野生生物の保護と管理に努めます。
- ・大規模開発や造成工事にあたっては、生物の多様性確保のための啓発・指導を行います。
- ・芳ヶ平湿地群や野反湖、チャツボミゴケなど貴重かつ豊かな自然環境の保全に努めます。

基本目標 1、山や川を守り自然を大切にします

個別目標② **きれいな大気環境を守ります**

私たちが日常生活や社会経済活動を行うためには、大量の資源やエネルギーの消費が必要です。その多くを化石燃料に頼っていることから、大量の二酸化炭素などが排出され、大気汚染の原因となっています。

本町では定期的な大気調査を実施していませんが、町内に大気汚染を発生させるような工場等が少なくことや、県が実施している（東吾妻町原町小学校内）定期測定及び吾妻東部衛生施設組合が実施した生活環境影響調査結果などから、本町の大気は環境基準を達成しているものと推測されます。今後も定期測定や調査を注視する必要があります。

また、光化学オキシダントは、過去5年間においては基準値を超えたことはありません。PM2.5についても過去に基準値を超えたことはありませんが、今後注意報が発令された場合は迅速な情報伝達が必要です。

大気はひとたび汚染されると町民の生活のみならず、生態系そのものに重大な影響を与えることになります。きれいな大気環境を守る施策として、次のとおり施策方針を設定します。

施策方針	自動車排気ガス対策の推進
	工場・事業所の固定発生源対策の推進

光化学オキシダント注意報発令件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	0	0	0	0	0

測定地 東吾妻町原町小学校内

【取り組み状況】

○自動車の急速充電器設置

- ・電気自動車インフラ整備推進のため、町内に4カ所急速充電器を設置（四万清流の湯、沢渡晩釣せせらぎ公園、中之条ガーデンズ、道の駅六合）。

町民・事業者・町が行う取り組み内容

町民

- ・自動車購入の際には、低公害車*やハイブリッド車*等を選ぶよう努めます。
- ・停車中はアイドリングストップ*を行い、エコドライブ*の実践に努めます。
- ・外出の際はマイカーの利用を控え、公共交通機関を利用するよう心がけ、近くに出かける際は、できるだけ徒歩や自転車にするよう努めます。
- ・ごみの焼却は行いません。
- ・クリーンエネルギー*の活用に努めます。

事業者

- ・自動車購入の際には、低公害車やハイブリッド車等を選ぶよう努めます。
- ・停車中はアイドリングストップを行い、エコドライブの実践に努めます。
- ・大気汚染物質の排出基準を遵守します。
- ・有害化学物質の使用や排出を抑制します。
- ・事業活動に伴い発生する大気汚染物質の管理を徹底します。
- ・クリーンエネルギーの利用を促進します。
- ・アスベストの廃棄物を取り扱う場合には廃棄物処理法や石綿障害予防規則に基づき適正な処理を行います。

町

- ・低公害車及び電気自動車の導入を率先して行い、町民、事業者の低公害車への転換が進むよう情報提供します。
- ・大気汚染の原因となるガスを排出する工場や事業所に対し、監視・指導を行います。
- ・化学物質に関する情報を収集し提供します。
- ・公用車運転の際には、アイドリングストップを実践し、エコドライブに心がけます。
- ・光化学オキシダント、PM2.5発生時の連絡の迅速化に努めます。

基本目標 1、山や川を守り自然を大切にします

個別目標 ③ **きれいな水環境を守ります**

きれいな水は、わたしたちが生活する上でも、生物や植物が生育していく上でも欠くことのできないものです。

河川では、家庭や事業所からの生活排水などにより水質の悪化が見られ、生活環境や自然生態系に大きな影響を与えています。

しかし、近年は公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽の設置が進み、水質は改善傾向にあります。が、依然として一部の河川ではBOD*値が高いところもあることから、生活排水処理施設の整備促進と、下水道施設等が整備された地域での早期つなぎ込みについて啓発する必要があります。

また農薬や施肥、家畜の糞尿による水質汚染もあることから、適切な管理と予防を行うことが必要です。

きれいな水環境を守るための施策として、次のとおり施策方針を設定します。

施策方針	生活排水対策の推進
	施肥や家畜の糞尿対策の推進

町内河川のBODの環境基準の達成率及び汚水処理人口普及率の目標値

年度（令和）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
BODの環境基準の達成率	154%	200%	163%	157%	100%
汚水処理人口普及率	92.8%	92.9%	93.8%	95.3%	95.4%

BOD環境基準 $2 \text{ mg} / \text{リットル}$

◎ 町内河川のBOD測定地は、五良都市下水路（吾妻川合流部）と胡桃沢川（吾妻川合流部）・胡桃沢川（近藤公園の北）、桃瀬川（柳内一号橋下）の4カ所です。

◎ 汚水処理人口普及率は、汚水処理施設整備人口／総人口×100%

注）汚水処理施設整備人口とは、汚水処理施設区域内の人口です。

町民・事業者・町が行う取り組み内容

町民

- ・食用油や食べ残しなどを適正処理し、生活排水による河川汚染防止に努めます。
- ・使用済み食用油はリサイクルしている事業者に出します。
- ・洗剤は適量使用し、水への負荷をかけません。
- ・公共下水道区域及び農業集落排水区域では、積極的につなぎ込みを行います。
- ・公共下水道・農業集落排水区域外の地域では、合併処理浄化槽の設置に努めます。
- ・自宅周辺の用水路の清掃や、水環境を守る取り組みを行います。

事業者

- ・事業活動による排水は適切に処理します。
- ・農薬や施肥の管理は適切に行います。
- ・家畜の排泄物は適切に処理します。
- ・事業活動に伴う水質の環境情報を公表します。
- ・事業所周辺の側溝や河川、用水路の清掃など、水環境を守る取り組みに積極的に参加します。

町

- ・公共下水道及び農業集落排水区域外では、合併浄化槽の設置を促進します。
- ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。
- ・水質測定や工場・事業所などの排水に対し、水質汚濁を未然に防ぐため、十分な監視体制をとります。
- ・農薬や化学肥料の適正使用や家畜排せつ物の適正処理について指導します。
- ・安全・安心でおいしい飲料水の確保に努めます。
- ・河川愛護運動を推進し、魚の住みやすい環境づくりと、川で遊べる環境をよみがえらせます。
- ・河川の水量を確保するため、山林の保護・育成を奨励します。

基本目標 1、山や川を守り自然を大切にします

個別目標 ④ 静かな環境を守ります

騒音・振動・悪臭の発生源は工場や事業所・建設現場・自動車などの交通機関、一般の家庭からと多種多様です。近年、自動車通過台数の増加に伴う振動や騒音が増加しています。さらに、事業所や家畜農家からの悪臭についての苦情も寄せられています。

本町では振動・騒音・悪臭の環境調査をしていないため、実態の把握はできませんが、吾妻東部衛生施設組合が行った生活環境調査（横尾地区）においては環境基準を達成していたことから、環境基準は達成しているものと推測できます。今後も定期測定や調査を注視する必要があります。

静かな環境を守るための施策として、次のとおり施策方針を設定します。

施策方針	工場・事業所からの騒音・振動・悪臭対策の推進
	日常生活からの騒音・振動・悪臭対策の推進



【世界環境デー・環境の日】

6月5日は環境の日です。1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」（平成5年）が「環境の日」を定めています。中之条町では6月の第1日曜日を「環境にやさしいまちづくりの日」としています。環境美化や地球温暖化対策、リサイクルなどを考え実践するきっかけの日として定められています。

町民・事業者・町が行う取り組み内容

町民

- ・ ペットの鳴き声や楽器・音響機器やテレビなどにより、騒音が発生しないよう配慮します。
- ・ 車の急発進や急加速、夜間のエンジン音などの騒音に配慮します。
- ・ 近隣に迷惑がかからないよう悪臭発生の防止に配慮します。

事業者

- ・ 事業活動で発生する騒音・振動は規制基準を守ります。
- ・ 建設工事などでは、低騒音・低振動の機械の使用や、遮音壁など防音設備の設置に配慮します。
- ・ 宣伝活動や現場作業は、時間や場所音量などに配慮し、近隣に迷惑な騒音が発生しないようにします。
- ・ 車の使用に際し、急発進や急加速、夜間のエンジン音などの騒音に配慮します。
- ・ 悪臭に関する規制基準を遵守し、自主的な監視測定を徹底します。
- ・ 悪臭のもととなる廃棄物などは適正に処理し管理を徹底します。
- ・ 家畜農家は糞尿の適正処理により悪臭防止対策に努めます。

町

- ・ 騒音規制法*や振動規制法*に基づき、工場の騒音や振動・建設作業に伴う騒音や振動などに関する規制・監視を行います。
- ・ 公共事業では周辺環境への影響を低減するよう配慮します。
- ・ 近隣騒音及び営業騒音防止に対する指導・啓発を行います。
- ・ 沿道の騒音や振動を軽減するため、道路構造の改善や交通規制など近隣自治体及び関係機関と協議し検討します。
- ・ 悪臭防止法に基づき、工場や事業所から発生する悪臭を規制指導します。
- ・ 町民や事業者に対し、悪臭の発生を防ぐための意識啓発を行います。

基本目標 2、ものを大切にしごみを出さない循環型社会を創造します

個別目標⑤ **ごみを減らし、リサイクルを進めます**

私たちの生活は、大量生産、大量消費により生活の豊かさを求めて来ました。その結果大量のごみを排出する事になりました。

平成13年には、「循環型社会形成推進基本法」が廃棄物抑制のために施行され、それに合わせて「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」「食品リサイクル法」「建設リサイクル法」「自動車リサイクル法」などの関連法が制定され、リサイクルや資源の有効利用に向けて積極的な取り組みが進められています。また、平成30年には環境省が2030年までにプラスチックごみ排出量を25%削減し、容器包装の60%リサイクルを目指す「プラスチック資源循環戦略」の素案を提示しました。社会全体がごみ削減の方向に舵を切りつつあると言えます。

現在中之条町では、ごみの分別収集が行なわれ、容器包装リサイクル法による10品目の回収が行われており、年々その回収量は増加しています。さらに、家庭や事業所から出る調理くずや食べ残しを有機肥料として農地に還元するなど、ごみの減量化に努め、環境への負荷の少ない「循環型社会」の形成に向けた実効性のある取り組みが求められています。

ごみを減らし、リサイクルを進めるための施策として、次のとおり施策方針を設定します。

施策方針	廃棄物の発生抑制
	資源リサイクルの推進

関連する環境指数及び目標値	項目 \ 年度	令和6年度	令和9年度
	ごみの排出量	5,500 トン	5,000 トン
	リサイクル率	14.6%	15.7%

【取り組み状況】

○衛生センターの資源物収集

- ・容器包装リサイクル法の対象となる容器包装などについては、全て収集を実施。

○資源集団回収の実施

- ・子ども会や老人会では資源集団回収を継続的に実施しており、町は奨励金を交付。

○萌希の丘

- ・廃食用油からバイオディーゼル燃料（BDF）＊を作っている。

町民・事業者・町が行う取り組み内容

町民

- ・マイバッグ持参や生ごみの堆肥化等、ごみを減らす工夫をします。
- ・エコマーク*製品など環境にやさしい製品の購入に努めます。
- ・生ごみの減量、食品ロスの削減に努めます。
- ・分別収集に積極的に取り組み、再び資源として使えるものは資源として出します。
- ・リデュース*：使い捨て生活を見直し、資源をできるだけ長く有効に使う生活様式に変えていきます。
- ・リユース*：リサイクルしやすい商品の購入に努めます。

事業者

- ・過剰包装の自粛を啓発します。
- ・マイバック持参者へのポイント制などの導入やPRを行います。
- ・コピー用紙の両面使用や事務用品の再使用を図るよう工夫します。
- ・エコマーク製品など環境にやさしい製品の購入に心がけます。
- ・容器・家電・食品・建設・自動車リサイクル法など、各種リサイクル法を遵守します。
- ・廃棄物は適正に処理します。
- ・グリーン調達・購入*に努めます。

町

- ・生ごみの減量化や資源化を推進するため、生ごみ処理機（コンポスト、電動生ごみ処理機）設置費の一部補助し、普及を図ります。
- ・広報等により、ごみの分別方法や収集日、ごみの回収方法などを周知します。
- ・集団回収奨励金を交付し、廃品回収の促進を図ります。
- ・衛生センターや最終処分場の見学会を行い、ごみの減量化に対する意識啓発を行います。
- ・再生紙やエコマーク・グリーンマーク*商品など、環境への負荷の少ない製品を利用します。
- ・ごみや資源の分別・回収方法などの情報を提供し周知します。
- ・グリーン購入に努めます。
- ・30・10（さんまる・いちまる）運動*を実践します。

基本目標 3、人に優しい環境づくりに努めます

個別目標⑥ 美しく潤いのあるまちを目指します

本町でも、近年河川や道路・空き地等で空き缶やごみのポイ捨てが見受けられるようになりました。山林・河川に粗大ごみや家電製品等の不法投棄が見られるようになり、美しい景観を損ねています。さらに、ペットによるふん害も依然として多く、飼い主のモラルの向上が求められています。

また、最近猪や猿・鹿など有害鳥獣の出没により、農作物が被害にあい耕作放棄になった農地が山際で見られるようになり憂慮されています。

農地は農作物を生産する場のほかにも、景観の保持の面からも大変重要な資源であり、豊かな農地を守る事は大変重要です。

美しく潤いのあるまちを作るには、行政区や各種団体、町民が一体となって取り組まなければなりません。快適な生活環境の維持向上を図るため、環境美化に対する意識啓発を行う事も必要です。

美しく潤いのあるまちを目指すための施策として、次のとおり施策方針を設定します。

施策方針	不法投棄、ポイ捨て対策の推進
	環境美化の推進
	豊かな農地の保全

【取り組み状況】

○環境美化活動の実施

- ・各行政区では、春と秋の年2回、道路愛護と環境美化のため道普請を実施。
- ・町内の各団体で、環境美化活動としてごみ拾いを実施。



暮らしの会が回収したごみ

町民・事業者・町が行う取り組み内容

町民

- ・ごみや空き缶などポイ捨てはしません。
- ・不法投棄はしません。
- ・ペットのふんは適正に処理します。
- ・住民主導のボランティアによる、清掃活動や用水路の整備などに積極的に参加します。
- ・地域内の耕作放棄地を共同で管理し、荒廃化の進行を食い止めます。

事業者

- ・豊かな農地の確保に努め、耕作放棄地を作らないよう管理します。
- ・事業所周辺や公園など公共用地の美化活動を実践します。

町

- ・空き缶の散乱防止など、ごみの不法投棄に対する監視及び指導を強化します。
- ・イベントの開催（文化祭・保健環境まつり）を通じて、町の美化に関する環境マナーの意識啓発を進めます。
- ・ごみの不法投棄やふん害の看板を設置し防止を呼びかけます。
- ・町内一斉清掃を呼びかけます。
- ・環境美化や環境保全に取り組む個人や団体を表彰し取り組みの浸透を図ります。
- ・耕作放棄地や有害鳥獣対策を実施する個人、団体や事業者の一部費用を補助します。

基本目標 3、人に優しい環境づくりに努めます

個別目標⑦ 豊かな景観と資源を保全し、良好な景観を守ります

本町には豊かな田園風景が広がり、ふるさとを実感できる風景が多く残されています。

しかし、近年農業者の高齢化や後継者の転出等により、耕作されない遊休農地が見受けられ景観を損ねているところがあります。

花いっぱい運動などにより、遊休農地を含め公共用地や道路沿いに花を植え良好な景観を作ることや、花を活用した町づくりについて引き続き取り組む必要があります。

また、町の郊外には屋外広告物や看板が立てられ、景観を損ねている所があります。さらに、捨て看板など違法看板が設置され、美観を損ねていることもあることから、適切な指導が必要です。

町が設置する案内板や看板等については素材や色・形を統一し、美観を損なわず自然にマッチしたものにすることが必要です。

豊かな景観資源を保全し良好な景観を守るための施策として、次のとおり施策方針を設定します。

施策方針	景観に配慮したまちづくりの推進
------	-----------------

【取り組み状況】

○生け垣づくりの支援

- ・町では緑豊かな生活環境創出を目的に生け垣づくりに奨励金を交付

○中之条町花の会活動

- ・会員数 47 人
- ・公共施設へ花を植栽

○花をテーマにしたイベント

- ・ローズガーデンフェア
- ・春の花まつり

花いっぱい運動参加団体数の推移

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
参加団体数	52	51	39	38	44

町民・事業者・町が行う取り組み内容

町民

- ・花いっぱい運動に参加し、地域を花で飾ります。
- ・遊休農地の適切な管理を行い、良好な田園風景を保全します。
- ・建物を建てる時は自然環境を損なわないよう配慮します。

事業者

- ・屋外広告や看板は極力少なくします。また、設置する場合は環境に配慮したものにします。
- ・捨て看板など、違法な看板は設置しません。
- ・会社や事業所に花を植え環境美化に努めます。

町

- ・地域が行う花いっぱい運動を支援します。また、花いっぱいコンクールを開催し普及奨励します。
- ・花を活用した町づくりを推進します。
- ・奨励金を交付し生け垣づくりを支援します。
- ・屋外広告や看板が町並みや美観を損なわないよう指導します。
- ・町で設置する看板については、設置基準を設け統一したものを設置するように検討します。
- ・伝統的な景観や資源は率先して保存し、次の世代へ伝えていくものとします。

基本目標 3、人に優しい環境づくりに努めます

個別目標⑧ 歴史・文化を守ります

本町には長い歴史の中で守り育まれて来た、多くの貴重な文化財や伝統文化が残されています。これらを町の誇りとして次の世代に引き継ぐために一層の保存、継承が求められています。

さらに、町民の理解と関心を高めるため、調査、記録、保存とともに啓発活動をする必要があります。また、文化財専門委員の後継者の育成も必要です。

歴史・文化を守るための施策として、次のとおり施策方針を設定します。

施策方針	文化財等の保存と継承
------	------------

地区別文化財の数

(単位：件)

地 区	国指定	県指定	町指定	合 計
中之条	2	5	21	28
沢 田	2	8	24	34
伊 参	2	3	7	12
名久田	1	—	11	12
六 合	4	3	10	17
合 計	11	19	73	103

* 国指定には登録有形文化財も含む。

伝統文化

(単位：件)

地 区	祇園祭	鳥追い	獅子舞	太々神楽	合 計
中之条	2	3	1	3	9
沢 田	—	3	5	3	11
伊 参	—	—	2	3	5
名久田	—	—	1	1	2
六 合	—	2	1	—	3
合 計	2	8	10	10	30

【取り組み状況】

○次世代への文化の継承

- ・郷土芸能発表会の開催（獅子舞や太々神楽が披露されます。）

町民・事業者・町が行う取り組み内容

町民

- ・町の歴史や文化を学び、文化財や伝統文化を大切に守ります。
- ・伝統文化の継承を行います。
- ・文化財等を活用した町づくりに協力します。

事業者

- ・事業計画に際しては、周辺状況を十分に調査し、文化財の保護に配慮します。

町

- ・文化財や地域の歴史・民俗・伝統芸能の保存と伝承を支援します。
- ・町内にある文化財等の案内板や説明板・パンフレットの作成を進めます。
- ・地域の有形・無形文化財や民俗資料、生活文化、郷土史などを調査研究し保存します。
- ・埋蔵文化財を保護するため、試掘調査や発掘調査を行います。
- ・発掘された埋蔵文化財を整理し展示します。
- ・郷土芸能の発表の場を確保し、伝承を推進します。
- ・文化財等を活用した町づくりを進めます。
- ・郷土の歴史や文化を知るため、ふるさと講座*や歴史講座等を開催します。

基本目標 4、省エネルギーに努め地球環境の保全に取り組みます

個別目標⑨ 地球環境問題への取り組みを進めます

近年、温暖化に伴う異常気象や酸性雨など国境を越える環境問題が発生しています。さらに山林面積の減少や野生生物の種の減少等、日本だけでなく世界中でこうした問題を抱えています。

これらは地球規模の問題で我々には関係ないと思われがちですが、私たち一人ひとりの生活と大きく関連しています。国際的な取り組みは始まっていますが、私たち一人ひとりが環境に対する意識を高め、環境に配慮した生活様式や、事業活動を改善しなければ解決しない問題です。

本町においても、町民・事業者・町が一体となり、環境への負荷を減らすなど、地球環境問題への取り組みが必要です。

また、私たちの生活は大量のエネルギー、特に電力を消費しています。石油や石炭などの化石燃料は発電の過程で大量の二酸化炭素を排出し、温暖化の一因となります。

限りある資源を有効利用し、さらにクールビズ*やウォームビズ*の活用等によりエネルギーの使用量を極力抑え、環境負荷の少ない経済活動や生活様式に変えていくことが求められています。

さらに、太陽光発電、小水力発電などの再生可能エネルギーの活用やバイオマス熱利用等についても推進していく必要があります。

そのため、地球環境問題への取り組みを進めるための施策として、次のとおり設定します。

施策方針	地球温暖化防止対策等の推進
	資源・エネルギーの有効利用と新エネルギーの活用

【取り組み状況】

○中之条町役場

- ・クールチョイスに参加。
- ・地球温暖化実行計画の策定。
- ・クールビズ、ウォームビズ、節電、省エネの実践。
- ・公共施設の暖房等の燃料に木質バイオマスを利用。

町民・事業者・町が行う取り組み内容

町民

- ・日常生活の中でも、地球温暖化について常に意識して行動します。
- ・省エネルギーに心がけ、温室効果ガスの排出を少なくするよう努めます。
- ・地球温暖化、オゾン層の破壊など、地球環境問題についての認識を深めます。
- ・地球環境にやさしい製品（グリーンマーク・エコマーク・省エネ性マーク＊・再生紙使用マーク等）の購入に心掛けます。
- ・新エネルギーの活用を積極的に行います。

事業者

- ・省エネルギー、省資源、新エネルギーの活用など、温室効果ガスの排出量の少ない事業活動を実践します。
- ・省エネルギー型の照明やＯＡ機器の購入、節電や節水など、省エネルギー対策を実践します。
- ・ハイブリッドカーなど環境にやさしい車の導入や、エコドライブに心掛けます。
- ・環境への負荷の少ない新エネルギーを導入します。

町

- ・省エネルギーに関する情報を町民に提供し、意識の普及啓発に努め温室効果ガスの発生を抑制します。
- ・太陽光発電、小水力発電、バイオマス熱利用など、環境への負荷の少ない再生可能な新エネルギーの導入について取り組むとともに、事業者への普及を促します。
- ・環境への負荷の少ない新エネルギーに関する情報を収集し提供します。
- ・ハイブリッドカーや電気自動車など環境にやさしい車への買い替えを進めるとともに、情報を提供します。
- ・地球環境問題に関する民間団体等の活動やイベントの開催などを支援します。
- ・地球環境問題の現状や温暖化防止に対する取り組みについて、情報の収集・提供を行います。

基本目標４、省エネルギーに努め地球環境の保全に取り組みます

個別目標⑩ 環境を知り、学び、行動します

環境問題を解決していくためには、環境に対する意識を高め、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動が環境とどのように関わりを持ち、どのような負荷を与えているかを再認識し、町民・事業者・町が連携協力し、環境に配慮した行動を行うことが求められています。

このため、環境教育や環境学習を通して、「環境を大切にする町民の育成」を図ることが大切です。小・中学校の環境教育のほか、あらゆる年齢層の個人や団体などに対しても環境学習を行い、環境意識の高揚を図る必要があります。そのためには、環境に関するあらゆる情報の提供や学習プログラムの整備が必要です。

環境を知り、学び、行動するための取り組みを進めるための施策として、次のとおり設定します。

施策方針	町民・事業者・町の連携・協力の推進
	環境教育・学習の推進
	環境情報の収集・提供

【取り組み状況】

○シラネアオイの植栽

- ・平成８年度から長年にわたり地元と学校が協力して植栽整備活動を実施。

○衛生センターの社会科見学

- ・衛生センターでは小学校の社会科見学受け入れを実施。



野反湖のシラネアオイ

町民・事業者・町が行う取り組み内容

町民

- ・環境に関する事業等に積極的に参加します。
- ・環境に関する情報を収集し、理解と実践に結び付けます。
- ・家庭で環境問題について話し合い、実践行動を習慣づけます。

事業者

- ・環境保全活動の実践に努めます。
- ・地域で行う環境保全活動やボランティア活動に参加します。
- ・環境保全について管理・監視する仕組みを作ります。
- ・リサイクルや公害など、環境保全に結びつく情報提供やP R活動を展開します。
- ・社内研修等を通じて、環境問題への認識を深めます。

町

- ・環境に関する学習の機会を提供します。
- ・環境に関する情報を提供します。
- ・衛生センター等環境関係施設を開放し、見学を推奨します。
- ・学校や地域で行う環境学習に資料と人材の提供を行います。
- ・環境活動等に功績のあった個人や団体を表彰し、環境意識の向上を推進します。

第5章

● リーディング

プロジェクト

- 1、趣旨
- 2、プロジェクトの選定
- 3、リーディングプロジェクトへの取り組み

第5章 リーディングプロジェクト

1、趣旨

第4章「施策の展開」では、各施策の町民・事業者・町の取り組みについて示しています。しかし、この計画を同時に進行することは困難なため、この中で特に重点的に取り組む必要があり、計画を先導的にリードしていく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけました。

町民・事業者・町が協働で取り組むことにより、中之条町の目指す環境像である「自然と文化が響きあう みんなの故郷 なかのじょう」の実現を目指します。

「リーディングプロジェクト」については、次の3点から整理しました。

- ①町民の関心が高く、町としても重点的に取り組んでいる事項
- ②他の取り組みへの波及効果が大きいと考えられる事項
- ③中之条町らしさを出すために効果的と思われる事項

2、プロジェクトの選定

上記の視点から検討し、次の4つを「リーディングプロジェクト」として取り組みます。

リーディングプロジェクト	選 定 の 理 由
ごみ減量・リサイクル推進プロジェクト	・町民の関心が高い環境問題である ・町としても現在重点的に取り組んでいる ・資源循環型社会を構築していく上で重要である
自然環境保全推進プロジェクト	・山紫水明で自然豊かなこの町を、後世に継承し、ふるさとと感じられる町づくりを目指している ・町総合計画の中でも、自然環境の保全に留意したまちづくりを進めている
新エネルギープロジェクト	・町民の関心が高い環境問題である ・町総合計画でも新エネルギー利用の促進をしている
環境教育・学習推進プロジェクト	・環境問題の取り組みには教育・学習が必要である ・環境教育・学習の充実が町の重要な課題の一つと考えられる

3、リーディングプロジェクトへの取り組み

ごみ減量・リサイクル推進プロジェクト

本町におけるごみの排出量は、平成14年度をピークにやや減少傾向にあります。これは、町民・事業者がゴミの減量に努めた成果であると考えられます。その要因としてマイバッグ運動*が普及したことや、学校給食センター・家庭や事業所での生ごみ処理機*の導入、コンポスター*による生ごみの排出抑制、PTAや地域での廃品回収など様々な取り組みが積み重なった結果であると考えられます。

一方、道路脇や河川等にごみや空き缶のポイ捨てや、山林などへ家電製品等の不法投棄が多く見られるようになりました。また、県全体をみますと2020年の県民一人当たりのごみ排出量は47都道府県中6番目の多さ、2021年は47都道府県中9番目の多さとなっており、引き続きごみの排出量削減に取り組む必要があります。

このようなことから、町民・事業者・町がそれぞれの立場で、ごみの減量、リサイクルの推進に向けた取り組みと、不法投棄やごみのポイ捨て・犬のふん害など、モラルの向上を図る必要があります。

以上のことから、環境への負荷の少ない循環を基調とした地域社会を目指し、「ごみ減量・リサイクル推進プロジェクト」に取り組めます。

関連する個別目標	① ごみを減らし、リサイクルを進めます。
	② 美しく潤いのあるまちを目指します。

自然環境保全推進プロジェクト

本町は、総面積の87%が山林で、緑豊かで自然環境に恵まれた町です。

自然は、わたしたちの心にやすらぎとうるおいを与えてくれる貴重なものです。

このような自然の中でいろいろな恩恵を受けながら暮らしていることに感謝し、これらの自然を大切に、先人から引き継いだ貴重な自然環境を将来に引き継げるよう、「自然環境保全推進プロジェクト」に取り組めます。

関連する個別目標	① 豊かな自然を守ります。
	② きれいな大気環境を守ります。
	③ きれいな水環境を守ります。

新エネルギープロジェクト

現在の私たちの生活は、大量のエネルギーを消費しています。その主なものを石油等の化石燃料に頼っており、その結果二酸化炭素などの温室効果ガスを排出し、地球温暖化など環境問題の原因になっています。

さらに化石燃料などの資源の枯渇が懸念されており、新しいエネルギーへの転換が求められています。

省エネルギーの推進はもちろん、風力・太陽光・小水力・バイオマスなど、環境にやさしい新エネルギーを活用した町づくりが必要なことから、「新エネルギープロジェクト」に取り組みます。

関連する個別目標	① 地球環境問題への取り組みを進めます
----------	---------------------

環境教育・学習推進プロジェクト

環境づくりを推進するためには、一人ひとりが環境について学習し、行動することが必要です。

環境問題は家庭や地域の問題から、地球温暖化などの地球的規模まで、極めて幅広く複雑多様化しています。

このような環境問題に対処していくためには、町民一人ひとりが環境に対する責任と役割についての理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動を行うことが求められており、環境教育・学習の推進が一層重要になっています。

以上のことから「環境教育・学習推進プロジェクト」に取り組みます。

関連する個別目標	① 環境を知り、学び、行動します。
----------	-------------------

第6章

● 計画の推進体制と進行管理

1、計画の推進体制

2、計画の進行管理

第6章 計画の推進体制と進行管理

1、計画の推進体制

この環境基本計画を推進するためには、町民・事業者・町が連携協働し取り組んでいくことが必要です。

そのためには、町民や事業所の意見を聞きながら進めていくことが必要なことから、町民・事業者等から組織される、「中之条町エコライフ推進協議会」*の意見を聞きながら推進していきます。

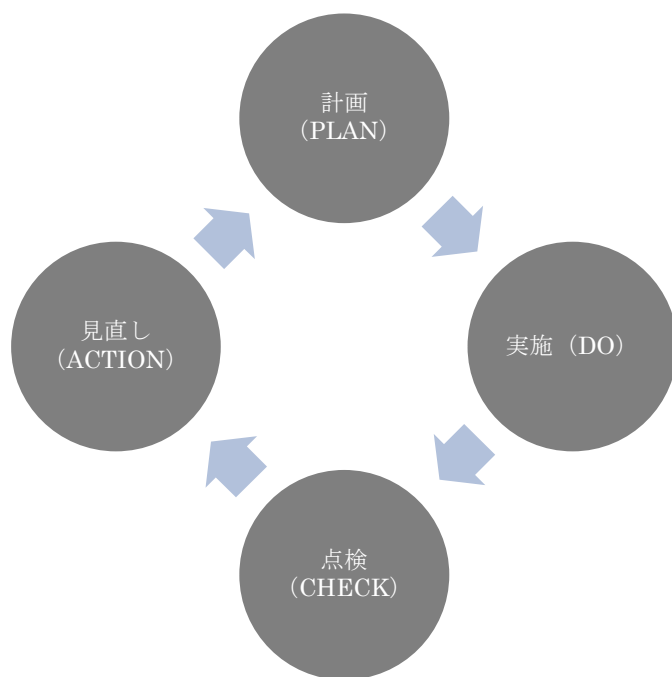
2、計画の進行管理

環境基本計画を実効性のあるものにするためには、各課における各種環境施策の実施状況について定期的な把握と点検を行う進行管理が必要となります。

進行管理は環境マネジメントシステムの考え方に基づき、「計画（PLAN）」「実施（DO）」「点検（CHECK）」「見直し（ACTION）」を繰り返すことにより行います。

また、計画の進捗状況等については、広報等で町民に公表します。

具体的な実施計画などは毎年度点検評価し、翌年度の事業実施に反映していくとともに、概ね5年で検証します。



資 料 編

1、環境法令

2、環境関係町補助金等交付要綱

3、用語の解説

1、環境法令

中之条町環境にやさしいまちづくり条例

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条・第8条）

第3章 廃棄物の適正処理による環境保全（第9条―第14条）

第4章 雑則（第15条―第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、美しく良好で快適な環境の保全及び創出などの環境にやさしいまちづくり（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は次の各号に掲げるほかは、環境基本法（平成5年法律第91号）、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の例による。

（1） 町民等 町民、町内滞在者及び町内通過者をいう。

（2） 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。

（3） 所有者等 所有者、占有者又は管理者をいう。

（4） 公共の場所等 道路、河川、水路、公園、広場その他公共の用に供する場所及び施設等並びに他人の所有、占有又は管理する場所及び施設等をいう。

（5） ごみ等 空き缶、空き瓶、紙くず、プラスチックその他の容器及び包装（中身の入った容器及び包装並びに栓及びふたを含む。）、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、木くず、その他散乱性の高い廃棄物をいう。

（6） 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに自転車（機能の一部又は全部を失った状態のものを含む。）をいう。

（7） ふんの放置 公共の場所等に、飼い犬等愛玩動物（以下「ペット」という。）の排泄物（以下「ふん」という。）を、ペットの所有者等（以下「飼い主」という。）が持ち帰る等適切な処理を行わないことをいう。

（8） 不法投棄等 ごみ等、自動車等及びペットのふん等廃棄物を公共の場所にみだりに投棄または放置すること、及び国、県の定める処理基準に反した焼却をすることにより、良好な環境を損ねることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、町民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを

将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者がそれぞれの役割の中で自主的かつ積極的に、持続的に発展可能な循環型社会の構築を目指して取り組まなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境すべてが地球環境と深くかかわっていることを認識し、すべての者が相互に連携協力し、日常生活及び事業活動において積極的に取り組まなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らの事業活動は、環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、環境の保全等のために必要な施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

（町民等の責務）

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活は、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 町民等は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境を破壊することのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において自ら環境の保全等に努めるとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第7条 町は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を基本方針とし、各種施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進を図るものとする。

（1）快適な生活環境並びに豊かな自然環境の保全と創造を図り、自然と共生できる環境にやさしいまちづくりを行うこと。

（2）公害の未然防止、省資源・省エネルギー並びにリサイクル等の推進、廃棄物の適正処理及び減量化の推進等により、環境にやさしい循環型社会づくりに取り組むこと。

（3）地域の歴史的・文化的資源と自然環境の有効活用により、これらが調和した快適で人にやさしい環境づくりを行うこと。

（4）環境に関する情報の提供並びに環境に関する教育、学習の充実を図り、環境問題に対する自発的な取り組みの推進を図ること。

（環境基本計画の策定等）

第8条 町長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、環境基本計画を定めるときは、町民及び事業者の意見を反映するよう努めるとと

もに、有識者の意見を聴くものとする。

3 町長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 廃棄物の適正処理による環境保全

（廃棄物の適正処理及び環境の美化）

第9条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、町、町民等、事業者はそれぞれの責任の中で、廃棄物の発生抑制、適正な処理、及び再利用の促進を図り、生活環境の保全及び美化に努めなければならない。

（清潔の保持）

第10条 何人も、公共の場所等の清潔保持に努めなければならない。

2 土地又は建物の所有者等は、その土地又は建物を清潔に保つとともに、みだりにごみ等廃棄物が投棄されないよう適正な管理に努めなければならない。

（不法投棄等の防止）

第11条 町は、不法投棄等の防止に係る施策を総合的に推進し、環境の保全に努めるものとする。

2 町民等並びに事業者は、町の不法投棄等防止施策への協力を求めるとともに、不法投棄等の防止対策、不法投棄等の早期発見並びに適切な処置に努めるものとする。

（不法投棄等の禁止）

第12条 何人も、ごみ等の廃棄物の不法投棄をしてはならない。

（自動車等放置の禁止）

第13条 自動車等の所有者等は、これを放置することにより、生活環境を悪化させてはならない。

2 自動車等の所有者等は、氏名等を明記し、その所有が判明するようにしなければならない。

（ペットのふんの放置の禁止）

第14条 ペットの飼主は、群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和63年群馬県条例第30号）の定めるところにより適正に飼育し、ペットが公共の場所等でふんをした場合、直ちに回収し適切な処理を行い、これを放置してはならない。

第4章 雑則

（立入調査）

第15条 町長は、この条例の施行について必要があると認めるときは、指定する職員に必要な場所に立ち入らせ、調査することができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（指導・勧告）

第16条 町長は、環境の保全上必要と認めるときは、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 町長は、前項の勧告に従わない場合には、これを公表することができる。

（罰則の適用）

第17条 町長は、本条例の規定に違反し、公共の場所の良好な環境を著しく害していると認め

られる者に対して、関係機関に関係法令等の積極的な運用を求めるものとする。

(顕彰)

第 18 条 町長は、環境の保全等に貢献した者に対し、顕彰を行うことができる。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

3、環境関係町補助金等交付要綱

中之条町生ごみ処理機購入補助金交付要綱

(担当 保健環境課)

(目的)

第1条 この要綱は、中之条町における環境にやさしいまちづくりの一環として、家庭から出る生ごみの減量と再生利用の普及を図ることを目的として、生ごみ処理機器等の購入者に対して購入費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、生ごみ処理機器等とは、次に掲げるもののうち、家庭から出る生ごみを減量化又は堆肥化ができると認められるものをいう。

(1) 土中の微生物や細菌等の働きを利用して、生ごみを減量又は堆肥化することを目的として作られた容器（以下「コンポスト容器」という。）

(2) E M菌等の働きを利用して、生ごみを減量又は堆肥化することを目的として作られた容器（以下「E Mボカシ容器」という。）

(3) 電力等（手動も含む。）を利用することにより、生ごみを減量又は堆肥化することを目的として作られたディスポーザー方式を除く機器（以下「電動式等生ごみ処理機」という。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、家庭から出る生ごみを減量化又は堆肥化ができると町長が認めたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているもの（事業所を除く。）とする。

(1) 町内に住所を有し、かつ、居住していること。

(2) 購入した生ごみ処理機器等を設置し、適正に維持管理できること。

(3) 堆肥化された生ごみを自ら適正に処理することができること。

(4) 町税を完納していること。

(補助金の額及び補助対象基数)

第4条 補助金の額等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の額は、生ごみ処理機器等1基につき購入価格の2分の1（100円未満切り捨て）とし、その上限額を20,000円とする。

(2) 補助対象基数は、コンポスト容器並びにE Mボカシ容器については、1世帯あたり1年度に2基までとし、電動式等生ごみ処理機は、1年度に1基までとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、中之条町生ごみ処理機器等購入補助金交付申請書（様式）に、次の書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、電動式等生ごみ処理機購入に係る補助金の交付を受けようとする者は、購入前に生ごみ処理機器等購入補助金交付希望申込みを行わなければならない。

(1) 領収書等購入金額を証するものの写し

(2) 電動式等生ごみ処理機にあってはその保証書

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは補助金の交付決定をし申請者に交付するものとする。

(確認及び調査指導)

第7条 町長は、生ごみ処理機器等の設置を確認し、その管理状況を調査並びに指導することができる。

(補助金の返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

中之条町資源集団回収奨励金交付要綱

(担当 保健環境課)

(目的)

第1条 この要綱は、再生利用可能なごみ（以下「資源」という。）を集団回収し、資源の有効活用とリサイクル意識の向上を図ることを目的とする。

(実施団体)

第2条 集団回収の実施団体は、日頃地域において集団による資源回収活動を実施している各種団体（以下「回収団体」という。）とする。

(奨励金交付対象品目)

第3条 奨励金を交付する対象品目は、新聞紙、雑誌類、ダンボールとする。

(実施方法)

第4条 実施に当たっては、地域で連携し計画的に回収を実施するものとする。

(奨励金の交付)

第5条 町長は、回収実施団体に対して年1回奨励金を交付するものとする。

2 奨励金の交付を受けようとする者は、事業終了後に中之条町資源集団回収奨励金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(奨励金の額)

第6条 町長は、申請書を審査し、適当と認めた場合は、奨励金を交付するものとする。

2 奨励金は、回収重量1kgに5円を乗じて算出した額の100円未満を切り捨てた額とする。なお、交付額の上限を20,000円とし、換算額が5,000円に満たない場合は、5,000円とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものの他必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第36号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（省略）

中之条町ごみステーション施設整備費補助金交付要綱

(担当 保健環境課)

(目的)

第1条 この要綱は、中之条町における環境にやさしいまちづくりの一環として、ごみステーションの施設を整備する利用者組織等に対し、整備に要した費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ごみステーション 町並びに吾妻東部衛生施設組合が指定する一般ごみ収集場所並びに資源ごみ収集場所をいう。

(2) 施設 排出したごみが散乱等しないよう、また鳥獣等の被害を受けないよう対策をされた概ね5年程度の使用に堪える構造のもの、並びに網状の被覆用具及び町長が認めたものをいう。

(3) 整備 施設の購入、製作、修繕をいう。

(4) 利用者組織等 ごみステーションを利用する行政区及び利用者組織又は団体、並びに町長が認めたものをいい、事業所並びに集合住宅等を経営する者は除くものとする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）。

(1) 整備の費用が5千円未満の場合 整備した費用額

(2) 整備の費用が5千円以上1万円未満の場合 5千円

(3) 整備の費用が1万円以上の場合 2万円を限度として、費用の2分の1

2 補助金は、ごみステーション1箇所ごとの施設設備に要する費用を対象に算定するものとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、中之条町ごみステーション施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 施設整備をするごみステーションの位置図

(2) 領収書等整備費用が確認できる書類の写し

(3) 施設の写真（網状の被覆用具は除く。）

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、施設を確認し、適正であると認められるときは、補助金の交付を決定し申請者に交付するものとする。

(施設の維持管理等)

第6条 施設の維持管理等は、次の各号により行うものとする。

(1) 当該施設の利用者は相互に協力し、維持管理を行うものとする。

(2) 当該施設の利用者は排出ルールを厳守し、周辺美化に努めるものとする。

(3) 当該施設の新規利用者の加入については、円滑に利用できるよう利用者組織等は取り計

らうものとする。

（調査及び指導）

第7条 町長は、整備された施設の管理状況について、調査及び指導をすることができる。

（補助金の返還）

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の返還を命ずることができる。

（1） 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金交付の条件に違反したとき。

（3） 補助金を他の用途に使用したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第37号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式（省略）

中之条町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（担当 企業課）

（趣旨）

第1条 中之条町は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

（補助対象）

第3条 補助の対象は、別表1に掲げる地域において、処理対象人員10人以下の浄化槽を新規に設置する者（以下「新設」という。）及び単独処理浄化槽又はくみ取り槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）からの付け替え（以下「転換」という。）により設置する者とする。

2 補助の対象とする浄化槽は、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg／リットル（日間平均値）以下の機能を有し、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定による構造基準に適合するもので、かつ、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するもの

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては補助金を交付しない。

- （1） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- （2） 販売若しくは貸家の目的で、浄化槽付き住宅等を建築する者（以下「建築者」という。）ただし、居住の目的で当該住宅を購入し、維持管理する者は、事前に建築者がその設置する浄化槽について、補助対象となる浄化槽であることを町長に確認済みである場合に限り、建築者に代わり補助金の申請の対象者となることができる。
- （3） 住宅以外で浄化槽を設置しようとする者（併用住宅（住宅兼店舗等のもの）及び行政区が管理する多目的集会施設は除く。）
- （4） 浄化槽を設置替えしようとする者
- （5） 公共事業に係る浄化槽及び単独処理浄化槽、くみ取り槽の補償を受けている者
- （6） 転換において単独処理浄化槽等を撤去又は雨水貯留槽に再利用できない者。ただし、撤去等により、住宅その他の建造物に重大な支障が生じる場合は、この限りではない。
- （7） 補助金交付申請を当該年度2月末日までに提出できない者
- （8） 実績報告を当該年度3月末日までに提出できない者

（補助金額）

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表2の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄又は第3欄に定める額を限度とする。

また、転換により浄化槽を設置する者は、宅内配管工事費に対し加算するものとし、その限度額は、別表2の第4欄に定める額とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 審査期間を経過した浄化槽設置届書の写し又は建築確認通知書の写し
- （2） 設置場所の案内図
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金交付決定の通知）

第6条 補助金の交付決定通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（変更承認申請書）

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）は前条の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業完了後速やかに実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- （2） 浄化槽法第7条検査依頼書の写し
- （3） 工事写真
- （4） 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽からの転換の場合）
- （5） 単独処理浄化槽等の状況写真（転換の場合）
- （6） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 補助金の額の確定は、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第6号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取り消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正の手段により補助金を受けたとき
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき
- （3） 補助金交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補

助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 13 条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

2 補助申請者は浄化槽の処理対象人員が、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-200）」の 2 ただし書に基づき、住宅の延べ面積のみで決定されるものではないことを十分に理解し、実情に合った処理対象人員の浄化槽を選定しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日告示第 14 号）

この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日告示第 35 号）

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日告示第 37 号）

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日告示第 37 号）

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 45 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 19 日告示第 77 号）

この要綱は、平成 20 年 9 月 19 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 3 日告示第 15 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日告示第 21 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日告示第 8 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日告示第 18 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

要綱第 3 条に規定する地域は、次の地域とする。

町内全域（ただし、四万・沢渡・横尾特定環境保全公共下水道認可区域並びに中之条公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域地域、浄化槽市町村整備推進事業区域の地域を除く。）

別表 2（第 4 条関係）

1 人槽区分	2 新設の限度額	3 転換の限度額	4 宅内配管工事費補助に対する 加算限度額	
			(単独浄化槽からの 転換の場合)	(くみ取り槽からの 転換の場合)
5 人槽	196,000 円	279,000 円	300,000 円	100,000 円
6 ～ 7 人槽	252,000 円	360,000 円	300,000 円	100,000 円
8 ～ 10 人槽	334,000 円	477,000 円	300,000 円	100,000 円

用語の解説

あ行

アイドリングストップ

自動車の駐車時や停車時にエンジンを停止すること。車の燃料が節約でき、また、大気汚染や、騒音・悪臭などの防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を減らすことができる。

悪臭防止法

悪臭防止法（あくしゅうぼうしほう、昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）は、工場やその他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制することにより、悪臭防止対策を推進し、生活環境を保全、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。市町村に臭気指数による規制を設け、県が指定を行う。

一酸化炭素

無味・無臭の猛毒の気体。炭素または炭素化合物の不完全燃焼などによって生じ、中毒を起こさせることがある。

一酸化窒素

温室効果ガスの大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。人間の活動によってこれらの気体の大気中の濃度が増加すると、地球温暖化の原因となるため、排出量の削減が必要となっている。

一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物の埋め立て処分を行う場所またはその施設を言う。吾妻東部衛生施設組合で建設した最終処分場はクローズド型で、施設全体を屋根で覆い、雨水等で地下水などを汚染することがないようにした施設。

ウォーム ビズ

環境省が行っているキャンペーン、クールビズの秋冬版。過度に暖房に頼らず暖房の適温でも暖かく働きやすい服装のこと。

エコドライブ

地球温暖化の要因の一つである二酸化炭素や、大気汚染の原因のひとつである自動車の排出ガスを減らすため、環境に配慮して自動車を運転すること。具体的には、アイドリングストップや、一定速度での走行を心掛け、急発進・急停止をしないこと等があげられる。

エコマーク

環境保全に役立つ商品に付けられる環境認証マークで、（財）日本環境協会が認定された商品に付けることができる。

オゾン層

地表から 10～50 km 上空の成層圏にある、オゾンという気体が構成する層。オゾン層は、太陽の光のうち、波長 280～320 nm の有害紫外線を吸収し、人間はもちろん地球上の生命を保護する大切な役割を果たしている。

温室効果ガス

地表面から放射される赤外線を吸収し地表温度の上昇（温室効果）をもたらす気体。人間の活動によってこれらの気体の大気中の濃度が増加すると、地球温暖化の原因となる。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 種類が削減対象の温室効果ガスと定められた。

か行

化石燃料

石油や石炭、天然ガスなど、太古の生物が起源と考えられ、化石化して地中に埋蔵されている燃料の総称。

カドミウム

亜鉛に似た青白色の光沢をもつ金属。中性子を吸収するので原子炉で制御棒に用いられる。粉末や煙を吸い込むと猛毒。化合物は有毒でイタイタイ病の原因と言われている。

合併処理浄化槽

各家庭等に設置する污水处理装置のうち、生活排水とし尿を併せて処理することのできる浄化槽。公共下水道等が未整備の区域などで有力な方法となっている。

環境基本法

環境保全に関する施策の基本を定めた法律で、平成5年公害対策基本法に代わって制定された。従来の公害対策だけでなく、地球環境保全問題への対処も含まれた、今後の環境政策を進めるための新たな取り組みとなるもの。

環境基本計画

環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、その実現に向けて、21世紀初頭までの国の政策と地方公共団体、事業者、国民、民間団体に期待される取り組みを体系的に明らかにし、各主体の役割、政策手段のあり方などを定める計画。

環境基準

大気・土壌の汚染、水質の汚濁、騒音などの環境条件について、健康を守り生活環境を保つうえで維持されるべき基準。

規制基準

工場などから排出または排出する物質及び発生する騒音などの限度を定めた基準。具体的数値は各法令に定められている。

京都議定書

平成9年12月に地球温暖化京都会議で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国に対し、2008年から2012年の間に温室効果ガス排出量を、1990年比で5.2%（日本は6%）削減することを義務付けている。

協働

町民や事業所・町が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担により、環境保全やまちづくりなどを連携して行うこと。

クールビズ

環境省が提案したキャンペーンで、温度設定28度の冷房でも涼しく効率的に働くことができるような夏服の軽装。ノーネクタイ、ノー上着ファッションのことを指す。

クリーンエネルギー

自然エネルギーの太陽光、水力、風力などの有害物質の排出が少ないエネルギー源を指す。

グリーンカーテン

室内に直射日光が入らないように、朝顔やヘチマ等つる性植物をカーテン状に栽培すること。これにより、太陽熱を遮断し室内温度を下げる効果がある。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

グリーンマーク

（財）古紙再生促進センターグリーンマーク実行委員会が認定した、古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を利用した製品であることを証明するマーク。

コンセプト

全体を貫く統一的な視点や考え方。

コンパクトシティー

都市の概念、状態を指す。徒歩による移動性を重視し、比較的小さなエリアに様々な機能が高密度に詰まっている都市形態とも表現されているが、単に形態だけでなく、社会的、経済的、環境的な視点も取り入れ、生活の質を追求・実現できる都市環境の将来像といえる。

コンポスター

家庭から発生する生ごみを、土中の微生物により分解し堆肥（コンポスト）にかえるための容器。庭に埋め込んで使うもので、ごみの再生利用が可能なところから、環境問題・ごみ処理問題の両面から注目されている。

光化学オキシダント

紫外線の光化学反応により生ずるオキシダントが視程を減少させる状態。日差しの強く風の弱い日に発生しやすく、目や気管などが刺激され呼吸器系障害をもたらす。

公共下水道

主に市街地の下水を処理するために、地方公共団体が管理する下水道。

さ行

生活環境影響調査

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められ、廃棄物処理施設を設置する際、施設の稼働が周辺環境に与える影響について、事前に調査・予測・評価を行うもので、周辺環境に対し影響を及ぼさないように配慮するために行われる調査。

生活排水

調理、洗濯、入浴など日常生活に伴い公共用水等に排出されるもの。この排水には有機物質、窒素、リンが多く含まれているため、河川に流入するとその水域が富栄養化状態になる。

酸性雨

大気汚染物質の窒素酸化物や硫黄酸化物が溶け込んで降る酸性の雨。水素イオン指数が5.6以下。土壌・森林・湖沼などに被害を与える。

30・10（さんまる・いちまる）運動

宴会等から出る食べ残しを削減するため、乾杯後30分とお開き前の10分は自分の席で食事をしようという運動。

シアン

水銀・銀・金などのシアン化物を赤熱すると生ずる無色の気体。青酸カリで知られる有害物質。メッキ工場や鉱山などで使用されている。主な用途としては、金属の精錬、電気メッキ、写真用薬品などがある。シアン化物中毒になった場合頭痛、めまい、意識障害、けいれん及び体温降下を起こし数分で死亡することがある。

循環型社会

限りある資源をできる限り循環・再利用することを第一に考え、環境への負荷をできるだけ少なくするシステムを持つ社会。

重要伝統的建造物群保存地区

日本の文化財保護法に規定する文化財種別のひとつ。日本の市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定したものを指す。略称は重伝建地区（じゅうでんけんちく）、重伝建（じゅうでんけん）。

省エネルギー

エネルギー資源の枯渇を防ぐため、電力・石油・ガスなどの消費の節約をはかること。

省エネ性マーク

家電製品などで、国の定める省エネ基準を達成したものと、達成していないものを表示しているマーク。

小水力発電

厳密な定義はないが、1,000kW以下の比較的小規模な発電設備。中小河川、用水路、さらにはトイレの洗浄水等、様々な水流を利用して発電を行う発電でマイクロ水力発電ともいう。

新エネルギー（再生可能エネルギー）

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電、小水力発電、木質バイオマス発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、メタノール・石灰液化などの新しい利用形態のエネルギーが含まれる。2002年の同法改正により、新たに食品廃棄物や廃材などを発電に利用する「バイオマス」と雪や氷を活用する「雪氷冷熱」が加わり、廃プラスチックによる廃棄物発電は対象からはずれた。再生可能エネルギーも同義語として使われる。

振動規制法

工場及び事業所における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動の規制及び自動車振動の許容限度を定めるために制定された法律。

騒音規制法

工場及び事業所における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音の規制及び自動車騒音の許容限度を定めるために制定された法律。

た行

太陽光発電システム

太陽光を太陽電池を用いて直接的に電力に変換する発電方式。ソーラー発電とも呼ぶ。再生可能エネルギーである太陽エネルギーの利用方法の1つ。

ダイオキシン

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF 135種類)とポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD) 75種類) コプラナーポリ塩化ビフェニル(CO-PCB)を合わせて「ダイオキシン類」と定義している。ダイオキシン類は、物の燃焼過程などで非意図的に生成され、その中でも最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDについては、人に対する発がん性が確認されている。

大腸菌群

大腸菌や大腸菌と性質が似ている細菌のこと。水中の大腸菌群は、し尿汚染の指標として使われている。

地球温暖化

大量のエネルギー消費と森林破壊による温室効果ガスの大気中濃度の増加により、地球の平均温度が上昇すること。温暖化が進行すれば、海面上昇による陸地の減少や大雨、干ばつといった異常気象が起りやすいと予測されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化に関する国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責任と取り組みなどを定めた法律。パリ協定採択を受けて平成28年3月に改正され、温暖化対策の推進に関する普及啓発が明記された。

窒素酸化物

窒素と酸素の化合物のこと。主な物には一酸化窒素と二酸化窒素・四酸化二窒素等がある。太陽光線的作用により炭化水素と反応して光化学スモッグの原因となる。工場やビル暖房などにおける燃焼工程、自動車などから排出される。

中山間地域直接支払制度

農業・農村が持つ多面的機能を守るために、中山間地域等で農業をしている人たちを支援する制度で、「今後も農業を続けていきます」と協定を結んだ人たちにお金を払うことで支援する制度。

低公害車

従来のガソリンや軽油を燃料とする自動車とは異なる燃料や駆動方法を用いる車で、大気汚染や地球温暖化の原因である窒素酸化物や二酸化炭素の排出量の少ない自動車。電気自動車、ハイブリッド自動車（エンジンとモーターの二つの動力を持つ自動車）やCNG（圧縮天然ガス）自動車などが実用化されている。

電気自動車

電気自動車は電気モーターを動力源とする自動車。車載電池から電力を得る電池式電気自動車と、走行中に電力を外部から供給する架線式電気自動車とに大きく分けられるが、通常前者であり、充電施設からの充電による方式が普及している。

な行

中之条町エコライフ推進協議会

中之条町の豊かな自然に恵まれた環境を次の世代に引き継ぐことを目的に、環境の保全と創出並びに循環型まちづくりについての方策等を審議し、環境保全・ごみ減量・リサイクル・省エネルギー・省資源等への取り組みを推進するために設置された協議会。（平成18年4月1日発足）

中之条町環境にやさしいまちづくり宣言

美しい中之条町を後世へ伝えていくため、一般家庭や地域社会などが一つになり、循環型社会の創造も含めた、環境にやさしい町づくりを行うために、平成17年9月16日に宣言されたもの。

中之条町環境にやさしいまちづくり条例

中之条町の美しく良好で快適な環境の保全と環境にやさしいまちづくりを行うために、町、町民、事業所等の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めた条例。（平成19年4月1日施行）

鉛

青みを帯びた灰色の金属、方鉛鋼などから採取、重くかつ軟らかい。湿った空気中では酸化されて表面が薄く曇る。そのまま、または合金および化合物として、鉛管・鉛板及び蓄電池極版・活字合金・半田などに用いられる。毒性が強く、体内に吸収されると急性中毒を起こし、腹痛、貧血、嘔吐、激しい胃腸炎などにより死亡することもある。

生ごみ処理機

台所等で発生する生ごみを、電気やバクテリアにより分解することにより、ごみを減量する機械。処理されたものは堆肥として使用する。

二酸化炭素

大気中に含まれる、炭素を含む物質（化石燃料など）の燃焼や生物の代謝活動により生ずる気体。二酸化炭素には温室効果があり化石燃料の大量消費によって発生した二酸化炭素は、地球温暖化の最大の原因とされている。生物の呼吸により体

外に放出され、同化作用により植物体内に取り入れられる。

二酸化硫黄

石油、石炭などを燃焼したときに、含有される硫黄が酸化されて発生する気体。通称は亜硫酸ガスとも呼ばれる。呼吸器系に対して有害であるだけでなく、大気中で硫黄ミストや硫黄塩に変換され酸性雨の原因ともなっている。

二酸化窒素

大気汚染物質の一つで、大気中の窒素酸化物が主要成分、燃焼により発生した一酸化窒素の酸化で生成し、呼吸器系に対して有毒。

農業集落排水

農村地帯の排水を処理するため地方公共団体が設置する下水道。

は行

バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）

植物油を精製して作られるディーゼル燃料。黒煙が大幅に減少し、環境にやさしいクリーンな燃料。

バイオマス

エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性の資源のこと。植物等を燃焼させ発電したり、生物体から石油代替成分を抽出したり、糞尿などのメタン発酵による燃料化などの利用方法等がある。間伐材や雑木を利用する木質バイオマスも注目をされている。

ハイブリッド自動車

複数の動力源を利用して走行する自動車。エンジンが発電機を駆動して、発電した電力を蓄電し、エンジンと電気モーターが車輪を駆動する。

パリ協定

京都議定書以降１８年ぶりとなる、地球温暖化対策の国際的な枠組みを定めた協定。平成２７年１２月パリで開催された「気候変動に関する国際連合枠組み条約第２１回会議（ＣＯＰ２１）」で採択された。

浮遊粉じん

粒径が小さく、大気中に浮遊している粒子の総称。発生源としては、自然起源と人為起源があり、物理的な原因で飛散した粉じんや、燃焼に伴って発生するばいじん、ディーゼル黒煙等があげられる。

浮遊粒子状物質

大気中に液体や固体またはこれらの混合物として浮遊している $0.005\sim10\mu\text{m}$ （マイクロメートル）程度の粒子状物質で、大気中での滞留時間が長く、呼吸器系に影響を及ぼす。

フリーマーケット

再利用を図るため、住民が不要になった品物を持ち寄り、売買や交換をする市。環境保護のためのリサイクル運動の一環として行われている。語源はフランス語でいう「蚤の市」を英訳した「flea market」から。

フロン

フッ素と炭素の化合物、フルオロカーボンの日本での総称。クロロフルオロカーボンなども含む。無色無臭の気体または低沸点の液体。無毒で不燃性、熱的にも化学的にも安定しており、冷蔵庫やエアコンの冷媒、半導体製品や精密機器の洗浄剤、スプレアの噴霧剤などに用いられてきた。大気中に放出、蓄積されたフロンは太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊することがわかった。日本においては平成元年に「オゾン層保護法」が公布され、フロン規制がスタートしている。

ま行

マイバッグ運動

家庭から出されるごみの減量化と地球温暖化防止を目的に、買い物袋を持参して、レジ袋をもらわない運動。

メガソーラー

出力1メガワット(1000キロワット)以上の大規模な太陽光発電。

や行

容器包装リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。消費者は容器包装ごみの分別排出、町は分別収集の責任を負い、3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的、市町村が回収した容器包装の使用量に応じたリサイクルを義務付けている。

ら行

リサイクル

「R e = 再び」「C y c l e = 循環する」という意味で、不要になった物を再使用し、もとの製品原料や別の製品原料として使用すること。

リデュース

R e d u c e = ごみを減らすという意味。

リユース

R e u s e = 繰り返し使うという意味で、不要品をそのまま再使用します。「R e = 再び」「u s e = 使う」

ラムサール条約

湿地の保存に関する国際条約。水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、1971年2月2日に制定され、1975年12月21日に発効した。

アルファベット

BOD (biochemical oxygen demand)

生物化学的酸素要求量。水の汚染度を表す指標の一つ、細菌が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量を mg/l で表したもの。汚染度が進むほど数値は高くなる。

DO (dissolved oxygen)

溶存酸素量。水中に溶解している酸素量。溶存酸素は水の自浄作用や水中の動植物の生育に不可欠なもの。魚介類が生存するためには、 3mg/l 以上の溶存酸素が必要。

LED (light emitting diode)

一方的に電圧を加えたときに発光する半導体の素のこと。発光ダイオードとも呼ばれる。特徴として電気を直接光に変えるため、白熱電球と比べLED照明は寿命が長い上にエネルギーの変換効率も良い。

pH

水溶液中の水素イオン指数のこと。PH7が中性で、7未満が酸性、7以上がアルカリ性。

PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のこと。非常に小さいため杯の奥深くまで入り込みやすく、呼吸器系・循環器系への影響が心配されている。

SS (suspended solids)

浮遊物質。水中に懸濁している物質を言い、ろ紙や遠心分離で捕捉された懸濁物質の量を浮遊物質という。汚濁の重要な指数。

中之条町環境基本計画（中間見直し版）

■令和6年 3月

■発行・編集：中之条町保健環境課

〒377-0494

中之条町大字中之条町1091番地

TEL 0279-75-2111（代表）

FAX 0279-75-6562

URL <http://www.town.nakanojo.gunma.jp/>

